# 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成23年 6 月17日提出

【発行者名】 新光投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 椛嶋 文雄

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目17番10号

【事務連絡者氏名】 大澤 団

連絡場所:東京都中央区日本橋一丁

目17番10号

【電話番号】 03 - 3277 - 1818

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係る インデックス マネジメント ファンファンドの名称】 ド 225

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券の金 3兆円を上限とします。 額】

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 第一部 【 証券情報 】

(1) 【ファンドの名称】

インデックス マネジメント ファンド 225 (以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

- (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】
- (イ)追加型株式投資信託(契約型)の受益権です。
- (ロ)当初元本は1口当たり1円です。(ただし、平成2年1月4日に、受益権を1対2の割合で再分割)
- (八)新光投信株式会社(以下「委託者」といいます。)の依頼により信用格付業者から提供され もしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供され る予定の信用格付けはありません。

当ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まの受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】 3兆円を上限とします。

- (4)【発行(売出)価格】
- (イ)発行価格は、取得申込受付日の基準価額です。

なお、当ファンドの基準価額については1万口当たりの価額を発表します。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

(ロ)基準価額は毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルブデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時〜午後5時です。) インターネットホームベージ http://www.shinkotoushin.co.jp/

- ----

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い 合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

### (5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%(税込)を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)(5%)が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

# 新光投信株式会社 ヘルプデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時〜午後5時です。) インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」  $^1$ または「償還前乗り換え」  $^2$ により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託 の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合 をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。

# (6)【申込単位】

お申込単位は、販売会社またはお申込コースにより異なります。

お申込コースには、収益の分配時に分配金を受け取るコース(「分配金受取コース」)と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース(「分配金再投資コース」)の2コースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。 詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

> 新光投信株式会社 ヘルブデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時〜午後5時です。) インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/

# (7)【申込期間】

平成23年6月18日から平成24年6月19日までです。 なお、申込期間は原則として更新されます。

### (8)【申込取扱場所】

申し込みの取扱場所(販売会社)については、下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルブデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時〜午後5時です。) インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/ 社が申し込みの取次ぎを行う場合があります。

# (9)【払込期日】

当ファンドの受益権の取得申込者は、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。

各取得申込受付日ごとの申込金額の総額は、販売会社によって、当該追加信託が行われる日に委託者の指定する口座を経由して、中央三井アセット信託銀行株式会社(以下「受託者」といいます。)の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

# (10)【払込取扱場所】

払い込みの取り扱いを行う場所は、販売会社となります。詳しくは販売会社でご確認ください。

販売会社と販売会社以外の取次販売会社が取次業務に関する契約を結び、当該取次販売会社が払い込みの取次ぎを行う場合があります。

# (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

# (12)【その他】

(イ)申込証拠金

ありません。

(ロ)日本以外の地域における発行

ありません。

### (八)振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

# 第二部 【ファンド情報】

# 第1 【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】
- a.ファンドの目的及び基本的性格

当ファンドは追加型投信/国内/株式/インデックス型に属し、主としてわが国の株式に実質的に投資し、わが国の株式市場の動きと投資信託財産の成長をとらえることを目標に、「日経平均株価」をモデルとして運用を行います。

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、以下のように分類・区分されます。

# 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	<u>株 式</u> 債 券	インデックス型
	海外	   不動産投信	
追加型	内外	その他資産	特殊型
		資産複合 	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

# 分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産と ともに運用されるファンドをいう。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株 式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記 載があるものをいう。

## 属性区分表

投資対象資産決算頻原	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
------------	--------	------	----------

				有価証券届出書(内
株式 一般	年 1 回	グローバル		
	年 2 回	日本		
	年4回	北米	ファミリー	日経225
	年 6 回 (隔月)	区欠州	ファンド	
社債 その他債券	年12回	アジア		TOPIX
クレジット属性 ( )	(毎月)	オセアニア		
不動産投信		中南米		
その他資産	その他 ( )	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	
(投資信託証券(株式 一般))		中近東 (中東)		
資産複合		エマージング		
( )   資産配分固定型   資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

### 属性の定義

その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	投資信託証券への投資を通じて、実質的に株式 一般に投資を行います。
年 1 回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源 泉とする旨の記載があるものをいう。
	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズに のみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。このため、組み入れている資産を示す「属性区分表」の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と、収益の源泉となる資産を示す「商品分類表」の投資対象資産(株式)とは異なります。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

# ファンドの仕組み

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド (当ファンド)としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



ベビーファンド (当ファンド)で日経平均株価採用銘柄などを直接組み入れる場合があります。資金の流出入に伴う売買にあたっては、買い付けの場合はコード番号の小さい銘柄から順番に、売却の場合はコード番号の大きい銘柄から順番に行います。

- b.ファンドの特色
- 1.主としてインデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド (以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて、わが国の取引所に上場されている株式のうち日経平均株価に採用された銘柄に投資を行います。

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

2.投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

当ファンドおよびマザーファンドにおける株式の運用については、上記投資対象 銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。

株式の実質組入比率は、高位を保ちます。

### |当ファンドが連動を目指す日経平均株価とは

日経平均株価とは、ダウ・ジョーンズ社が開発した修正算式を用いて算出した東京証券取引所第一部上場225銘柄の平均株価で、増資・権利落ちなど市況とは無関係な株価変動要因を修正し、連続性を持たせたものです。当平均株価は、昭和24年5月の取引所再開以来昭和45年6月まで東京証券取引所が東証225種ダウ式修正平均株価として発表しておりましたが、その後は日本短波放送に引き継がれ、さらに昭和50年5月から日本経済新聞社により算出され、昭和60年5月からは名称も日経平均株価となりました。

このように、日経平均株価は昭和24年から現在にいたるまで投資家の間で広く親しまれておりますが、海外でもシンガポール取引所の先物取引において、日本の株価指標として採用されるなど国際性も備えております。また、市場動向をより反映させるために採用銘柄の見直しも定期的に行われており、こうしたことから日経平均株価は、わが国の株式市場における代表的株価指標のひとつであるといえます。

1. 日経平均株価計算式

3.43-7.43.44 描数採用銘柄株価合計

日経平均株価 =

除数

なお、株価の合計額は、50円額面以外は50円額面に換算します(額面制度廃止後は、過去の額面などを基に定めた「みなし額面」を使用)。

2.除数の修正

採用銘柄中の権利落ちおよび銘柄入替の場合、原則として除数を修正します。

### 3.銘柄の入れ替え

日本経済新聞社が定める日経平均株価の銘柄選定基準に基づいて、原則として年1回採 用銘柄の見直しが行われます。

(注)

「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会 社日本経済新聞社に帰属しています。

当ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、その運用および当ファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。

株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアは、「日経平均株価」を 継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いま せん。

株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを 得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

# 主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

# 分配方針

原則として、年1回(毎年3月18日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。



分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。

分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定します。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

運用状況により分配金額は変動します。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

## c . 信託金限度額

委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として、信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

昭和61年3月19日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

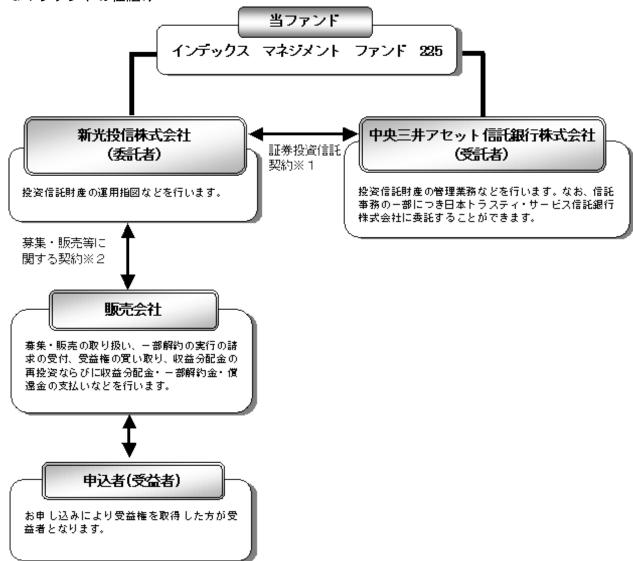
平成2年1月4日 受益権を1対2の割合で再分割

平成11年12月20日 同一銘柄の株式への投資制限を削除

平成12年11月15日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出

# (3)【ファンドの仕組み】

a . ファンドの仕組み



## 1 証券投資信託契約

委託者と受託者との間において「証券投資信託契約(投資信託約款)」を締結しており、委託者および受託者の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

# 2 募集・販売等に関する契約

委託者と販売会社との間において「証券投資信託に関する基本契約」を締結しており、 販売会社が行う募集・販売等の取り扱い、収益分配金および償還金の支払い、解約の取り 扱い等を規定しています。

### b . 委託会社の概況

## (イ)資本金の額(平成23年4月末現在)

資本金の額 45億2,430万円 会社が発行する株式総数 3,000,000株 発行済株式総数 1,823,250株

(口)委託会社の沿革

昭和36年6月 大井証券投資信託委託株式会社設立・免許取得

昭和44年10月 新和光投信委託株式会社に社名変更

昭和61年11月 有価証券等に関する投資助言・情報提供業務の認可

平成8年8月 投資顧問業者の登録

平成8年12月 投資ー任契約にかかる業務の認可 平成9年11月 投資信託の直接販売業務の認可

平成10年12月 証券投資信託法の改正に伴う投資信託の証券投資信託委託業のみ

なし認可

平成12年4月 太陽投信委託株式会社と合併し、新光投信株式会社に社名変更

(八)大株主の状況

(平成23年4月末現在)

株 主 名	住 所	持 株 数	持株比率
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,396,362株	76.58%
株式会社みずほ証券リサーチ&	東京都中央区日本橋1-17-10	137,200	7.52
コンサルティング			
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	91,086	4.99
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	91,029	4.99

# 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

### a . 基本方針

当ファンドは、わが国の株式市場の動きと投資信託財産の長期的な成長をとらえることを目標に、日経平均株価をモデルとして運用を行います。

# b. 運用の方法

### (イ)主要投資対象

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)ならびにわが国の取引所に上場されている株式のうち、日経平均株価 (225種・東証)に採用された銘柄を投資対象とします。

# (口)投資態度

主としてマザーファンドへの投資を通してわが国の上場株式へ投資します。株式への投資にあたっては、投資成果を日経平均株価の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・上記投資対象銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
- ・株式の実質組入比率は、高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクを回避するため、異

なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引 (以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

株式以外の資産(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の 投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみ なした部分を含みます。)への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。 市況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となっ たとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

インデックス マネジメント ファンド 225は、日経平均株価(225種・東証)の動きに 連動する投資成果を目標として運用を行う追加型株式投資信託です。

当ファンドは、通常の投資管理方法「内外経済・金融情勢・企業および証券市場の分析等に基づいてポートフォリオ組み入れの有価証券を変更するもの」により運用するものではなく、上記の運用方法に基づいて運用を行います。

## (八)主な投資制限

株式への実質投資割合には制限を設けません。 外貨建資産への投資は行いません。

# マザーファンドの運用方針

インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド

### 1.基本方針

この投資信託は、日経平均株価(225種・東証)に連動する投資成果をめざした運用を行います。

### 2. 運用方法

### (1)投資対象

東京証券取引所第一部に上場されている株式を投資対象とします。

## (2)投資態度

東京証券取引所第一部に上場されている株式のうち、日経平均株価(225種・東証)に採用された銘柄の中から200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。

株式の組入比率は、高位を保ちます。

有価証券等の価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができま す。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。ただし、市 況動向に急激な変化が生じたときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったと き等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

# (3)投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

# 3. 収益分配方針

運用による収益は、信託終了時まで投資信託財産中に留保し、期中には分配を行いません。

平成23年6月17日現在、「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」を投資対象とする、当ファンド以外のベビーファンドは以下のとおりです。

財形株投(一般財形30)
財形株投(一般財形50)
財形株投(年金・住宅財形30)
インデックス マネジメント ファンド 225(DC年金)
インデックス225・ラップ
インデックス マネジメント ファンド 225(変額年金)

## (2)【投資対象】

a . 運用の指図範囲

委託者は、信託金を、主として新光投信株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結されたインデックスマネジメントファンド225マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図することができます。ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるものにより運用することの指図ができます。

- 1.株券、新株引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
- 2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3.外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの
- 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

### b . 先物

- (イ)委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所ならびに外国の市場における邦貨建ての株式、株価指数にかかる先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イおよび口に掲げるものをいいます。)およびオプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
  - 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます)の時価総額の範 囲内とします。
  - 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、 ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)を限度と し、余裕金ならびに当日の取得申込受付口数が一部解約の実行の請求にかかる受付口数を 上回る口数に相当する金額であると委託者において判断した額の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- (ロ)委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所 における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国

の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。

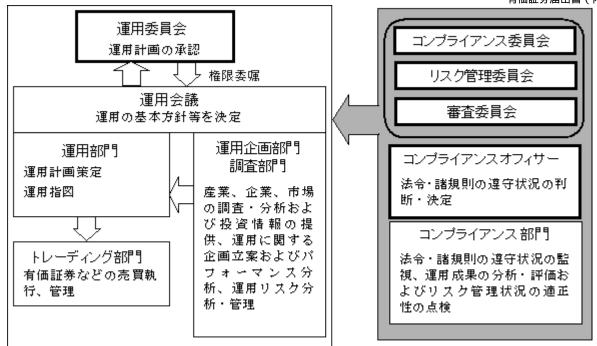
- 1. 先物取引の売り建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が ヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範 囲内とします。
- 2. 先物取引の買い建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、 余裕金の範囲内とします。
- 3.コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

# c . スワップ

- (イ)委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避する ため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件をもとに交換する 取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの 限りではありません。
- (八)スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の 総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資 信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」と いいます。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の 一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が 投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超え る額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (二)上記(八)において投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託 財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総 額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいい ます。
- (ホ)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で 評価するものとします。
- (へ)委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたとき は、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

### (3)【運用体制】

a . 当ファンドの運用体制



上記は平成23年6月17日現在のものであり、今後変更になることがあります。 PLAN

- ・運用委員会から権限委嘱された運用会議を運用部署全体(運用部門、運用企画部門、調査部門)で開催し、アセットアロケーションの方針等の運用の基本方針を決定します。
- ・運用担当者はこの運用の基本方針を踏まえ、運用計画を作成します。
- ・コンプライアンス部門(10~15名程度)およびコンプライアンスオフィサー(1名)はこの運用計画に対して、投資行動に関わるコンプライアンスチェックを実施します。
- ・運用計画は最終的に運用委員会において承認されます。

DO

- ・ファンドマネージャーは運用委員会で承認された運用計画に基づいて指図を行います。
- ・売買の執行・管理はトレーディング部門が行います。

SEE

- ・コンプライアンス部門は日々の運用指図および売買執行について法令・諸規則の遵守状況の点検を行い、必要に応じて運用部門を牽制します。
- ・運用企画部門は日々の運用リスク等の管理のほか、投資信託財産のパフォーマンス分析を行います。
- ・コンプライアンス部門は月次で開催される審査委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会において運用成果、法令・諸規則の遵守状況、運用リスク管理状況等について検証・報告を行います。

## < 受託者に対する管理体制 >

投資信託財産の管理業務を通じ、受託者の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証しています。また、受託者より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

### b. 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として運用規程・細則および職務権限規程の内規等を設けており、ファンドマネージャーの任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規があります。

# (4)【分配方針】

- a. 収益分配は年1回、原則として、3月18日(該当日が休業日の場合は翌営業日。)の決算時に以下の方針に基づき収益の分配を行います。
  - 1.分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - 2.分配金額は、運用実績を考慮し、原則として利子・配当等収益を中心に決定します。
  - 3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- b.投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - 2.売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託 報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるとき は、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期 以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- c . 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- d.「分配金受取コース」の受益者の分配金は原則として、決算日から起算して5営業日までに、受益者に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払われます。
  - 「分配金再投資コース」の受益者の分配金は、税金を差し引いた後、別に定める契約に基づき、全額再投資されます。

## (5)【投資制限】

投資信託約款に定める投資制限

a . 株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

- b. 外貨建資産への投資割合
  - 外貨建資産への投資は行いません。
- c . 投資する株式の範囲

委託者が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会 社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではあ りません。

- d . 信用取引の指図範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付ける ことの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しま たは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ)信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  - 2 . 株式分割により取得する株券
  - 3. 有償増資により取得する株券
  - 4.売出しにより取得する株券

- 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。)の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、 または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前 号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券
- e . 有価証券の貸し付けの指図および範囲
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式を下記 (ロ)の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。
- (ロ)株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する 株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- (ハ)上記(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (二)委託者は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を 行うものとします。
- f. 資金の借り入れ
- (イ)委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、投資信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ)資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1 . 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受け取りの確定している資金の額の範囲内。
  - 2. 一部解約金の支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
  - 3.借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- (八)借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- (二)借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。
- g. 受託者の自己または利害関係人等との取引
- (イ)受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人、信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の投資信託財産との間で、約款に定める範囲内での資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
- (ロ)上記(イ)の取り扱いは、約款に定める範囲内での委託者の指図による取引についても同様とします。

法令に定める投資制限

a. 同一の法人の発行する株式

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないものとします。

(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

### 3【投資リスク】

### (1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券に、マザーファンドを通じてまたは直接投資します。これらの投資対象証券には、主として次のような性質があり、当ファンドの基準価額を変動させる要因となります。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

# a . 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式にマザーファンドを通じてまたは直接投資し、当該実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

このほか、日経平均株価の採用銘柄入れ替えにより、日経平均株価の値動きそのものが増幅され、基準価額が下落する可能性があります。

### b.信用リスク

信用リスクとは、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。

また、当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産などに陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### c.流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券などを売買しようとする場合、需要または供給が乏しいために、有価証券などを希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドまたはマザーファンドが売買しようとする有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

### d. 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に、金利が 上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性がありま す。

### e.他のベビーファンドの影響

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のファンド (ベビーファンド)において、設定・解約や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入 有価証券などに売買が生じた場合、その売買による組入有価証券などの価格の変化や売買手数 料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

# f . 基準価額と日経平均株価の乖離

当ファンドは、日経平均株価との連動を目指して運用を行いますが、当ファンドの基準価額の値動きと日経平均株価の動向との間には若干の乖離が生ずることがあります。これは主に次の要因によるものです。

- ・ 信託報酬などの管理費用および株式売買委託手数料などの取引コストの負担
- ・ 日経平均株価の対象銘柄を当ファンドが一部組み入れていない場合や当ファンドの先物取引の利用などにより、当ファンドと日経平均株価の構成に違いがある場合
- ・ 日経平均株価と先物価格の連動性の差によるもの
- ・ 日経平均株価の算出株価と当ファンドの株式売買時の約定価格との差によるもの
- ・ 解約資金などに対応するため、当ファンドが現金を保有していることによるもの
- g.投資信託に関する一般的なリスクおよびその他の留意点
- (イ)当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- (ロ)法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- (八)投資信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、投資信託 財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に 切り替えることがあります。
- (二)短期間に相当金額の解約申し込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- (ホ)証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。
- (へ) 当ファンドは、計算期間中に発生した経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を 含みます。)を超えて分配を行う場合があります。したがって、当ファンドの分配金の水準は 必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の当ファンドの個別元本の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

# (2) リスク管理体制

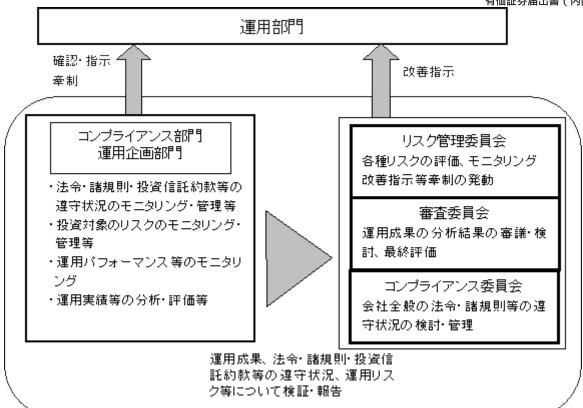
パフォーマンスの分析・管理: 運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価

を行います。

運用リスクの管理: 投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状

・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門

へ改善指示を行います。



# 4【手数料等及び税金】

ファンドの取得からご換金・償還までにかかるおもな費用と税金の概要 (詳しくは次の(1)~(5)をご覧ください。)

# ファンドの取得時にかかる 費用と税金

●申込手数料+消費税等 申込手数料は販売会社ごとに定めます。

# ファンドの保有時にかかる 費用と税金

- ●信託報酬+消費税等
- ●監査報酬+消費税等
- ●信託事務の諸費用等+消費税等他
- ●証券取引に伴う手数料等+消費税等他 上記の費用・税金は投資信託財産中から支払われます。
- 税金(注)

◎分配金にかかる|普通分配金に対する 所得税・地方税



# ファンドの換金・償還時に かかる費用と税金

◆換金・償還時の手数料等はありません。

◎換金代金・ 償還金にかかる 税金(注)

譲渡益に対する 所得税・地方税

# (注)個人受益者と法人受益者とでは税制が異なります。

平成23年12月31日までの間は、公募株式投資信託の収益分配時・換金時・償還時にかかる税 金について、軽減税率が適用されます。

(詳しくは、後述の「(5)課税上の取扱い」をご参照ください。)

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。

## (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.1%(税込)を上限として販売会社がそれぞ れ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。当該手数料には消費税等(5%)が含 まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

# 新光投信株式会社 ヘルブデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時〜午後5時です。) インターネットホームページ

http://www.shinkotoushin.co.jp/

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は無手数料です。

当ファンドの受益権の取得申込者が「償還乗り換え」  $^1$ または「償還前乗り換え」  $^2$ により当ファンドの受益権を取得する場合、申込手数料の優遇を受けることができる場合があります。

ただし、上記の申込手数料の優遇に関しては、優遇制度の取り扱い、優遇の内容、優遇を受けるための条件等は販売会社ごとに異なりますので、詳しくは各販売会社でご確認ください。

- 1「償還乗り換え」とは、取得申込受付日前の一定期間内に既に償還となった証券投資信託 の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合 をいいます。
- 2「償還前乗り換え」とは、償還することが決定している証券投資信託の償還日前の一定期間内において、当該証券投資信託の一部解約金をもって、その支払いを行った販売会社で当ファンドの受益権を取得する場合をいいます。
- (2)【換金(解約)手数料】

換金時の手数料はありません。

# (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年10,000分の52.5以内の率(0.525%以内)(税込)を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払うものとし、委託者、販売会社ならびに受託者との間の配分は以下のとおりとします。

信託報酬の配分 (年率)	委託者	純資産総額に対し年0.2625%(税込)
	販売会社	純資産総額に対し年0.1575%(税込)
(午午)	受託者	純資産総額に対し年0.1050%(税込)

# (4) 【その他の手数料等】

a.投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託財産にかかる監査報酬、当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支払われます。

監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産中から支払われます。

b.証券取引に伴う手数料・税金等、当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託 手数料は、投資信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料にかかる消費税等および先物 取引・オプション取引等に要する費用についても投資信託財産が負担します。

# (5) 【課税上の取扱い】

- a . 個人の受益者の場合
- (イ)収益分配金の取り扱い

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として課税され、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。確定申告を行い、総合課税・申告分離課税のいずれかを選択することもできます。また、特定口座(源泉徴収あり)の利用も可能です。

## (ロ)一部解約金・償還金の取り扱い

一部解約時および償還時の譲渡益(解約価額または償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した額)については、譲渡所得とみなされ、平成23年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座(源泉徴収あり)においては、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。

上記(イ)および(ロ)の10%(所得税7%および地方税3%)の税率は、平成24年1月1日より、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

# (八)損益通算について

一部解約時、償還時に生じた損失(譲渡損)は、確定申告を行うことにより上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)から差し引くこと(損益通算)ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。一部解約時、償還時に生じた差益(譲渡益)は、上場株式等の譲渡損と損益通算ができます。

また、特定口座(源泉徴収あり)をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことが可能です(申告不要)。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# b . 法人の受益者の場合

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税対象となる普通分配金および一部解約金・償還金の個別元本超過額については、7%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。なお、特別分配金は課税されません。

また、上記の税率は平成24年1月1日より、15%(所得税のみ)となる予定です。 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。 なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

買取請求によるご換金につきましては、販売会社にお問い合わせください。

# c . 個別元本について

- (イ)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および 当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- (八)受益者が同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- (二)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、「d.収益分配金の課税について」をご参照ください。)

### d. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っ

ている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

ただし、課税対象となります分配金は普通分配金のみであり、特別分配金に関しましては非 課税扱いとなります。

税法が改正された場合等は、上記「(5) 課税上の取扱い」の内容が変更される場合があります。

### 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

(平成23年4月28日現在)

分 類		資産の種類	国・地域	或	金	額	評価方法	投資比率
	インデックス マネジメント ファンド					Ρ.	]	%
     有価証券	親投資	2 2 5 マザーファンド受益証券	日本		9,335	,638,820	時価	99.9
行脚証分	信託					Ρ.	]	%
			小 計		9,335	,638,820	-	99.9
その他						Ρ.	負債控除後の	%
資産	コール・	ローン等	日本		5	,075,819	取得価額	0.1
						Ρ.	]	%
-	純資産総	純資産総額					-	100.0

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### (参考)

当ファンドは、「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

(平成23年4月28日現在)

分 類	資産の種類	国・	地域	金額	評価方法	投資比率
				円		%
右価証券	   株 式	日	本	29,451,121,200	時価	96.8
有価証券	7水 工(			円		%
		小	計	29,451,121,200	-	96.8
その他資産				円	負債控除後の	%
ての他貝座	コール・ローン等	日	本	974,762,714	取得価額	3.2
		•	•	円		%
-	純資産総額			30,425,883,914	-	100.0

# (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成23年4月28日現在)

順				国・			帳	簿 価 額	言	平 価 額	投資
位	銘	柄	名	四・   地域	種類	数量(口)	単価	金 額	単価	金額	比率
1177				地地			(円)	(円)	(円)	(円)	(%)

	インデックス マネジメン									
1	ト ファンド 225 マザー	日本	親投資信託	8,762,566,942	0.9889	8,665,302,449	1.0654	9,335,638,820	99.94	
	ファンド受益証券									

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する評価金額の比率です。なお、投資比率は小数第3位 以下を切り捨てているため、合計と一致しない場合があります。以下同じ。

# 種類別投資比率(平成23年4月28日現在)

種類	投資比率(%)
親 投 資 信 託	99.94
合 計	99.94

株式業種別投資比率(平成23年4月28日現在) 該当事項はありません。

> 【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (参考)

当ファンドは、「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。マザーファンドの投資資産は以下のとおりです。

投資有価証券の主要銘柄

(平成23年4月28日現在)

_								<u> </u>	<del>от т/ј2оп/</del>	
順		玉・				帳 簿	插 額	評	価 額	投資
位	銘 柄 名	地域	種類	業種	株 数	単 価	金 額	単 価	金 額	比率
IN		地球				(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
1	ファナック	日本	株式	電気機器	120,000	12,810.00	1,537,200,000	13,450	1,614,000,000	5.30
2	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	120,000	12,900.00	1,548,000,000	12,710	1,525,200,000	5.01
3	ソフトバンク	日本	株式	情報・通信業	360,000	2,834.00	1,020,240,000	3,390	1,220,400,000	4.01
4	京セラ	日本	株式	電気機器	120,000	8,540.00	1,024,800,000	8,890	1,066,800,000	3.50
5	本田技研工業	日本	株式	輸送用機器	240,000	3,345.00	802,800,000	3,190	765,600,000	2.51
6	キヤノン	日本	株式	電気機器	180,000	4,185.00	753,300,000	3,800	684,000,000	2.24
7	KDDI	日本	株式	情報・通信業	1,200	477,000.00	572,400,000	538,000	645,600,000	2.12
8	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	120,000	5,550.00	666,000,000	4,665	559,800,000	1.83
9	テルモ	日本	株式	精密機器	120,000	4,520.00	542,400,000	4,500	540,000,000	1.77
10	信越化学工業	日本	株式	化学	120,000	4,720.00	566,400,000	4,200	504,000,000	1.65
11	TDK	日本	株式	電気機器	120,000	6,060.00	727,200,000	4,160	499,200,000	1.64
12	セコム	日本	株式	サービス業	120,000	3,820.00	458,400,000	4,015	481,800,000	1.58
13	武田薬品工業	日本	株式	医薬品	120,000	3,990.00	478,800,000	3,920	470,400,000	1.54
14	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	120,000	3,550.00	426,000,000	3,230	387,600,000	1.27
15	アドバンテスト	日本	株式	電気機器	240,000	1,823.00	437,520,000	1,597	383,280,000	1.25
16	アステラス製薬	日本	株式	医薬品	120,000	3,145.00	377,400,000	3,090	370,800,000	1.21

17	エーザイ	日本	株式	医薬品	120,000	2,945.00	353,400,000	2,940	352,800,000	1.15
18	小松製作所	日本	株式	機械	120,000	2,537.00	304,440,000	2,840	340,800,000	1.12
19	デンソー	日本	株式	輸送用機器	120,000	2,970.00	356,400,000	2,706	324,720,000	1.06
20	エヌ・ティ・ティ・デー タ	日本	株式	情報・通信業	1,200	269,300.00	323,160,000	266,200	319,440,000	1.04
21	ダイキン工業	日本	株式	機械	120,000	2,891.00	346,920,000	2,566	307,920,000	1.01
22	富士フイルムホールディ ングス	日本	株式	化学	120,000	3,045.00	365,400,000	2,510	301,200,000	0.98
23	トレンドマイクロ	日本	株式	情報・通信業	120,000	2,640.00	316,800,000	2,301	276,120,000	0.90
24	オリンパス	日本	株式	精密機器	120,000	2,418.00	290,160,000	2,282	273,840,000	0.90
25	ソニー	日本	株式	電気機器	120,000	2,941.00	352,920,000	2,260	271,200,000	0.89
26	三菱商事	日本	株式	卸売業	120,000	2,371.00	284,520,000	2,179	261,480,000	0.85
27	電通	日本	株式	サービス業	120,000	2,605.00	312,600,000	2,148	257,760,000	0.84
28	花王	日本	株式	化学	120,000	2,198.00	263,760,000	2,024	242,880,000	0.79
29	セブン&アイ・ホール ディングス	日本	株式	小売業	120,000	2,195.00	263,400,000	2,023	242,760,000	0.79
30	日揮	日本	株式	建設業	120,000	1,937.00	232,440,000	1,999	239,880,000	0.78

# 種類別投資比率(平成23年4月28日現在)

種	類	投資比率(%)
株	式	96.79
合	計	96.79

# 株式業種別投資比率(平成23年4月28日現在)

業種	投資比率(%)
水産・農林業	0.13
鉱業	0.24
建設業	2.56
食料品	3.72
繊維製品	0.77
パルプ・紙	0.41
化学	6.28
医薬品	6.21
石油・石炭製品	0.56
ゴム製品	0.86
ガラス・土石製品	2.40
鉄鋼	0.63
非鉄金属	2.00
金属製品	0.60
機械	5.28
電気機器	22.07
輸送用機器	6.76
精密機器	3.53
その他製品	1.03

電気・ガス業	0.41
陸運業	2.04
海運業	0.40
空運業	0.09
倉庫・運輸関連業	0.35
情報・通信業	9.13
卸売業	2.95
小売業	7.35
銀行業	1.25
証券、商品先物取引業	0.53
保険業	1.00
その他金融業	0.53
不動産業	2.08
サービス業	2.49
合 計	96.79

投資不動産物件 該当事項はありません。

# その他投資資産の主要なもの

(平成23年4月28日現在)

種類	国· 地域	資 産 名	買建・ 売建	数量 (枚)	簿価(円)	時価(円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	日経225先物23年6月限	買建	97	968,444,083	957,390,000	3.14

(注)時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所および 外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

# (3)【運用実績】

【純資産の推移】

(単位:円)

	純資産総額	純資産総額	基準価額	基準価額
	(分配落ち)	(分配付き)	(分配落ち)	(分配付き)
第16期計算期間末	22,805,746,368	22,805,746,368	2,318	2,318
第17期計算期間末	18,191,724,381	18,191,724,381	1,610	1,610
第18期計算期間末	21,217,957,623	21,263,538,952	2,327	2,332
第19期計算期間末	19,664,284,086	19,705,082,437	2,410	2,415
第20期計算期間末	22,717,665,285	22,751,256,459	3,381	3,386
第21期計算期間末	20,238,993,681	20,268,136,612	3,472	3,477
第22期計算期間末	12,559,423,469	12,559,423,469	2,461	2,461
第23期計算期間末	8,152,799,026	8,152,799,026	1,663	1,663
第24期計算期間末	9,667,239,552	9,667,239,552	2,266	2,266
第25期計算期間末	0 260 204 206	0 300 630 306	1 060	1 065
(平成23年3月18日)	8,368,284,296	8,389,629,306	1,960	1,965
平成22年4月末日	9,906,613,000	-	2,346	-
平成22年5月末日	8,870,245,120		2,073	1

平成22年6月末日	8,624,280,319	-	1,992	-
平成22年7月末日	8,821,945,768	-	2,024	-
平成22年8月末日	8,172,764,342	ı	1,873	-
平成22年9月末日	8,758,739,138	-	2,001	-
平成22年10月末日	8,468,893,005	-	1,965	-
平成22年11月末日	8,925,400,894	ı	2,121	-
平成22年12月末日	9,123,475,547	1	2,185	-
平成23年1月末日	9,090,954,460	ı	2,186	-
平成23年2月末日	9,672,888,053	ı	2,268	-
平成23年3月末日	9,304,038,144	ı	2,094	-
平成23年4月末日	9,340,714,639	-	2,114	-

# (注)基準価額は1万口当たりの純資産額です。

# 【分配の推移】

決算期	1万口当たりの分配金
第16期計算期間	0円
(平成14年3月18日)	0[3
第17期計算期間	0円
(平成15年3月18日)	01.1
第18期計算期間	5円
(平成16年3月18日)	21.1
第19期計算期間	5円
(平成17年3月18日)	21.1
第20期計算期間	5円
(平成18年3月20日)	21.1
第21期計算期間	5円
(平成19年3月19日)	21.1
第22期計算期間	0円
(平成20年3月18日)	01.1
第23期計算期間	0円
(平成21年3月18日)	01.1
第24期計算期間	0円
(平成22年3月18日)	01.1
第25期計算期間	5円
(平成23年3月18日)	21.1

# 【収益率の推移】

決算期	収益率
第16期計算期間	5.6%
(平成14年3月18日)	3.0%
第17期計算期間	30.5%
(平成15年3月18日)	30.370
第18期計算期間	44.8%
(平成16年3月18日)	44.870
第19期計算期間	3.8%
(平成17年3月18日)	3.870
第20期計算期間	40.5%
(平成18年3月20日)	40.370
第21期計算期間	2.8%
(平成19年3月19日)	2.0%

第22期計算期間 (平成20年3月18日)	29.1%
` '	
第23期計算期間	00.40/
(平成21年3月18日)	32.4%
(十)以21年3月10日)	
第24期計算期間	36.3%
(平成22年3月18日)	30.3%
第25期計算期間	40.00/
	13.3%
(平成23年3月18日)	

- (注1)収益率とは、各計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を基準とした、各計算期間末の基準価額(分配付き)の上昇(または下落)率をいいます。
- (注2)収益率は小数第2位を四捨五入しています。

# (4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数
第16期計算期間	72,817,510,588□	37,718,166,328□
第17期計算期間	34,246,927,216□	19,652,267,626口
第18期計算期間	19,330,127,978□	41,146,843,546□
第19期計算期間	13,150,173,044	22,716,129,260 🗆
第20期計算期間	7,921,510,354	22,335,865,906 🗆
第21期計算期間	10,732,850,547□	19,629,335,655□
第22期計算期間	7,626,032,028□	14,883,657,192□
第23期計算期間	6,642,538,070□	8,650,669,102□
第24期計算期間	4,171,432,174□	10,523,155,428□
第25期計算期間	9,937,706,422□	9,916,068,946□

# <参考情報>

# 運用実績

### インデックス マネジメント ファンド 225

2011年4月28日現在



<分配の推移> 2011年3月 5円 2010年3月 0円 2009年3月 0円 2008年3月 0円 2007年3月 5円 直近10年累計 25円

申分配は1万口当たり・根引前の金額です。 申分配の推移は、将来の分配の水準を深暖・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

※基準価額は1万口当たり・住託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。 ※設定時から10年以上軽適した場合は、直近10年分を記載しています。

# <主要な資産の状況>

### 資産配分

資産	純資産辻率	
株式現物	96.74%	
その他資産	3.26%	
승화	100.00%	
株式先物	3.14%	

※マザーファンドの保有口数に差づき計算した実質組入比率を記載しています。

### 業種別配分(インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド)

業種	純資産比率	
電気機器	22.07%	
情報·通信業	9.13%	
小売業	7.35%	
輸送用機器	6.76%	
化学	6.28%	
その他	45.17%	
승計	96.79%	

※東盟33業種分類にしたがって記載しています。
⇒納資産比率は、マザーファンドの約資産総額に対する比率です。

### 組入上位10銘柄 (インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド)

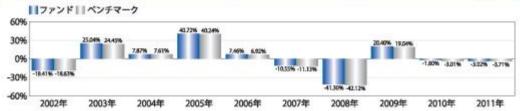
銘柄名	業種	純資産比率
ファナック	電気機器	5.30%
ファーストリテイリング	小売業	5.01%
ソフトバンク	情報·通信業	4.01%
京セラ	電気機器	3,50%
本田技研工業	輸送用機器	2.51%
キヤノン	電気機器	2.24%
KDDI	情報·通信業	2.12%
東京エレクトロン	電気機器	1.83%
テルモ	精密機器	1.77%
信越化学工業	化学	1.65%

奈納資産比率は、マザーファンドの純資産税額に対する比率です。

組入銘柄数:225銘柄

# <年間収益率の推移>





※当ファンドの収益率は、視引前の分配金を単純に含葉して計算しています。 多ペンチャークは日経平均株価です。 ※2011年については、年初から4月末までの収益率を記載しています。

- 当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。- ペンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。- 表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。

最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

5

# 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
- (イ)取得申込者は、「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」について、販売会社ごと に定める申込単位で、取得申込受付日の基準価額で購入することができます。ただし、「分配金

再投資コース」で収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込金額に手数料および当該手数料にかかる消費税等を加算した金額を販売会社が指定する期日までに支払うものとします。(手数料については前述の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご参照ください。)

- (ロ)「分配金再投資コース」での取得申込者は販売会社との間で「インデックス マネジメントファンド 225自動継続投資約款」(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。) にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。
- (八)取得申し込みの受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

## 2【換金(解約)手続等】

- a.一部解約(解約請求によるご解約)
  - (イ)受益者は、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」の両コースとも1口単位で、一部解約の実行を請求することができます。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。

また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

上記の解約単位は、解約時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(ロ)受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行う ものとします。

平成18年12月29日時点での保護預かりをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しました。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、解約のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

- (八)委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約 します。また、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において当該口数の減少の記載ま たは記録が行われます。
- (二)一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の基準価額とします。

一部解約に関して課税対象者にかかる所得税および地方税(法人の受益者の場合は所得税のみ)に相当する金額が控除されます。

なお、一部解約の価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

新光投信株式会社 ヘルブデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時〜午後5時です。)

基準価額につきましては、新光投信株式会社のインターネットホームページ (http://www.shinkotoushin.co.jp/)または、原則として計算日の翌日付の日本経済新

聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額および一部解約の価額 は、前日以前のものとなります。

- (ホ)一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (へ)委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして当該計算日の基準価額とします。

### b. 受益権の買い取り

(イ)販売会社は、受益者の請求があるときは、「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」 の両コースとも1口単位で、その受益権を買い取ります。

なお、受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。 上記の換金単位は、換金時の最低申込単位であり、販売会社によって異なる場合がありま

工記の換金単位は、換金時の最低中込単位であり、販売去社によりで異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (ロ)受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額から、当該買い取りに関して当該買い取りを 行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。
  - <買取請求時の税相当額>

買取請求時に一定の条件を満たしていない場合、買取請求時の手取額は、対象となる基準価額から、当該買い取りを行う販売会社にかかる源泉徴収税額に相当する金額を控除した金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等は、上記の税金にかかる内容が変更される場合があります。なお、買取価額は毎営業日に算出されますので、販売会社にお問い合わせください。

- (ハ)買取代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売 会社において受益者に支払われます。
- (二)販売会社は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者との協議に基づいて受益権の買い取りを中止することができます。
- (ホ)上記(二)により受益権の買い取りが中止された場合には、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、買取価額は、買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買い取りを受け付けたものとして、上記(口)の規定に準じて計算された価額とします。

# 3【資産管理等の概要】

# (1)【資産の評価】

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または下記にお問い合わせください。

# 新光投信株式会社 ヘルブデスク フリーダイヤル 0120-104-694 (受付時間は営業日の午前9時〜午後5時です。) インターネットホームページ http://www.shinkotoushin.co.jp/

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます基準価額は、前日以前のものとなります。

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
親投資信託受益証券	原則として基準価額計算日の基準価額で評価
株式	原則として基準価額計算日の取引所の最終相場で評価

### (2)【保管】

該当事項はありません。

### (3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、原則として無期限です。

### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月19日から翌年3月18日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

# (5)【その他】

- a . 信託の終了(投資信託契約の解約)
- (イ)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の規定によりこの投資信託契約を解約しようとするときは、約款第40条第2項から第5項の規定にしたがいます。

(ロ)委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの投資信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、こ の投資信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託契約の解約をしません。

委託者は、上記の規定により、この投資信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行

いません。

約款第40条第3項から第5項までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- (八)委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたが い、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (二)委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したと きは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記の規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第45条第4項に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(ホ)受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、下記「b.投資信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

# b . 投資信託約款の変更

(イ)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、上記の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、投資信託約款の変更をしません。

委託者は、上記の規定により、当該投資信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、上記 (イ)の規定にしたがいます。
- c . 異議申し立ておよび受益権の買取請求

投資信託契約の解約または投資信託約款の変更でその内容が重大な場合において、一定の期間内に委託者に対し異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求に関する手続きについては、上記「a.信託の終了」または「b.投資信託約款の変更」で規定する公告または書面に記載します。

### d . 運用報告書

当ファンドについて、委託者は各計算期間の終了時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

運用報告書は、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。また、販売会社

で、受け取ることができます。

e . 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

f . 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

- g. 信託事務処理の再信託
- (イ)受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託 にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (ロ)上記(イ)における日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
- h . 信託業務の委託等
- (イ)受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。
  - 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  - 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の 管理を行う体制が整備されていること
  - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- (ロ)受託者は、上記(イ)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記(イ)各号に 掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- (ハ)上記(イ)および(ロ)にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
  - 1.投資信託財産の保存にかかる業務
  - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  - 3. 委託者のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために 必要な行為にかかる業務
  - 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- i . 関係法人との契約の更改

委託者と販売会社との間において締結している「証券投資信託に関する基本契約」の有効期間は契約の締結日から1年ですが、期間満了前に委託者、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

### 4【受益者の権利等】

a . 収益分配金請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

EDINET提出書類 新光投信株式会社(E12432)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

上記の規定にかかわらず、「分配金再投資コース」の受益者の収益分配金は、原則として毎計 算期間終了日の翌営業日に再投資されます。

# b. 一部解約請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売 会社において受益者に支払います。

# c . 償還金請求権

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日まで)に受益者に支払います。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

# 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号並びに平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第24期計算期間(平成21年3月19日から平成22年3月18日まで)については内閣府令第50号附則第2条1項1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則並びに内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第25期計算期間(平成22年3月19日から平成23年3月18日まで)については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則並びに内閣府令第45号附則第3条1項1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第24期計算期間(平成21年3月19日から平成22年3月18日まで)については同内閣府令附則第16条2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第25期計算期間(平成22年3月19日から平成23年3月18日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間(平成21年3月19日から平成22年3月18日まで)及び第25期計算期間(平成22年3月19日から平成23年3月18日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】インデックス マネジメント ファンド 225 財務諸表(1)【貸借対照表】

	第24期 (平成22年 3月18日現在)	第25期 (平成23年 3月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	33,807,931	58,941,227
親投資信託受益証券	9,658,025,131	8,360,512,812
未収入金	12,500,000	-
未収利息	63	102
流動資産合計	9,704,333,125	8,419,454,141
資産合計	9,704,333,125	8,419,454,141
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	21,345,010
未払解約金	12,582,410	5,774,636
未払受託者報酬	4,836,609	4,755,064
未払委託者報酬	19,346,382	19,020,197
その他未払費用	328,172	274,938
流動負債合計	37,093,573	51,169,845
負債合計	37,093,573	51,169,845
純資産の部		
元本等		
元本	21,334,191,721	21,345,010,459
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	11,666,952,169	12,976,726,163
(分配準備積立金)	2,543,032,601	1,996,316,692
元本等合計	9,667,239,552	8,368,284,296
純資産合計	9,667,239,552	8,368,284,296
負債純資産合計	9,704,333,125	8,419,454,141

### (2) 【損益及び剰余金計算書】

	第24期 自平成21年 3月19日 至平成22年 3月18日	第25期 自平成22年 3月19日 至平成23年 3月18日
営業収益		
受取利息	36,309	17,874
有価証券売買等損益	2,842,695,073	1,208,512,206
派生商品取引等損益	12,583,754	-
その他収益	-	257,498
営業収益合計	2,855,315,136	1,208,236,834
·		
受託者報酬	9,702,659	9,577,765
委託者報酬	38,810,541	38,310,924
その他費用	686,374	590,954
営業費用合計	49,199,574	48,479,643
営業利益 営業利益	2,806,115,562	1,256,716,477
<b>経常利益</b>	2,806,115,562	1,256,716,477
当期純利益 当期純利益	2,806,115,562	1,256,716,477
- 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	387,359,602	119,819,390
期首剰余金又は期首欠損金( )	16,357,254,322	11,666,952,169
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,500,765,593	2,733,104,991
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額	3,500,765,593	2,733,104,991
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,229,219,400	2,884,636,888
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額	1,229,219,400	2,884,636,888
分配金	-	21,345,010
期末剰余金又は期末欠損金( )	11,666,952,169	12,976,726,163

## (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第24期 自 平成21年 3月19日 至 平成22年 3月18日	第25期 自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価して おります。 時価評価にあたっては、親投資信託受 益証券の基準価額に基づいて評価して おります。	親投資信託受益証券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。	

### (追加情報)

第24期	第25期
自 平成21年 3月19日	自 平成22年 3月19日
至 平成22年 3月18日	至 平成23年 3月18日
	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融 商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基 準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しており ます。

### (貸借対照表に関する注記)

区分	第24期 [ 平成22年 3月18日現在 ]	第25期 [ 平成23年 3月18日現在 ]
1.期首元本額	24,510,053,348円	21,334,191,721円
期中追加設定元本額	2,085,716,087円	4,968,853,211円
期中一部解約元本額	5,261,577,714円	4,958,034,473円
2.元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 11,666,952,169円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額 を下回っており、その差額は 12,976,726,163円であります。
3.計算期間末日における受 益権の総数	42,668,383,442□	42,690,020,918□

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第24期 自 平成21年 3月19日 至 平成22年 3月18日	第25期 自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(32,901円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(9,922,278,530円)及び分配準備積立金(2,542,999,700円)より分配対象収益は12,465,311,131円(1万口当たり2,921.43円)でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(0円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、信託約款に定める収益調整金(10,454,023,728円)及び分配準備積立金(2,017,661,702円)より分配対象収益は12,471,685,430円(1万口当たり2,921.45円)であり、うち21,345,010円(1万口当たり5円)を分配しております。

### (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第25期 自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
1.金融商品に対する取組 方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、親投資信託受益証券であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。市場リスク市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。信用リスク組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。流動性リスク市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補 足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。

### 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 時価の算定方法

第25期 自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
1.親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。
2.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券関係に関する注記)

#### 売買目的有価証券

<b>千</b> 米百	第24期 [ 平成22年 3月18日現在 ]	
種 類   	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	9,658,025,131	2,528,386,016
合 計	9,658,025,131	2,528,386,016

第25期 種 類 [平成23年 3月18日現在]	
<b>作生</b> 大規	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託 受益証券	1,114,092,816
合 計	1,114,092,816

### (デリバティブ取引等関係に関する注記)

### 取引の状況に関する事項

区分	第24期 自 平成21年 3月19日 至 平成22年 3月18日	第25期 自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバ ティブ取引は株価指数先物取引であり ます。	
2.取引の利用目的及び取引 に対する取組方針	信託財産の効率的な運用を行うため、 デリバティブ取引を行っております。	
3.取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、 いずれも信用度の高い金融機関である ため、信用リスクはほとんどないと判 断しております。	
4.取引に係るリスクの管理 体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。	
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、 計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の 発表する清算値段又は最終相場によっております。	

### 取引の時価等に関する事項

種類	第24期 [ 平成22年 3月18日現在 ]	第25期 [ 平成23年 3月18日現在 ]
	該当事項はありません。	同左

### (関連当事者との取引に関する注記)

第24期 自 平成21年 3月19日 至 平成22年 3月18日	第25期 自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
該当事項はありません。	同左

### (1口当たり情報)

	第24期 [ 平成22年 3月18日現在 ]	第25期 [ 平成23年 3月18日現在 ]
1口当たり純資産額	0.2266円	0.1960円
(1万口当たり純資産額)	(2,266円)	(1,960円)

### (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

#### (1) 株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド	8,468,914,924	8,360,512,812	
	合 計	8,468,914,924	8,360,512,812	

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

#### (参考情報)

当ファンドは、「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### (1)貸借対照表

	[平成22年 3月18日現在]	[平成23年 3月18日現在]
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	853,109,341	703,424,764
株式	32,399,655,900	27,475,531,200
派生商品評価勘定	14,527,628	886,423
未収入金	265,438,165	-
未収配当金	54,550,500	52,500,000
未収利息	1,598	1,218
前払金	-	122,320,000
流動資産合計	33,587,283,132	28,354,663,605
資産合計	33,587,283,132	28,354,663,605
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	50,748	107,265,012
前受金	21,375,000	-
未払解約金	89,600,000	6,000,000
流動負債合計	111,025,748	113,265,012
負債合計	111,025,748	113,265,012
純資産の部		

- 1 44	1	
元本等		
元本	29,567,179,178	28,608,671,099
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	3,909,078,206	367,272,506
元本等合計	33,476,257,384	28,241,398,593
純資産合計	33,476,257,384	28,241,398,593
負債純資産合計	33,587,283,132	28,354,663,605

### (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成21年 3月19日 至 平成22年 3月18日	自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
1.有価証券の評価基準及び 評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引 所及び外国金融商品市場における最終 相場(最終相場のないものについて は、それに準じる価額)に基づいて評価しております。	株式 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を 計上しております。	受取配当金 同左

### (追加情報)

自 平成21年 3月19日 至 平成22年 3月18日	自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
	当期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

### (貸借対照表に関する注記)

区分	[平成22年 3月18日現在]	[平成23年 3月18日現在]
1.差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の通 り差入を行っております。	先物取引に係る差入委託証拠 金代用有価証券として以下の通 り差入を行っております。
	株式 140,374,000円	株式 123,347,000円
2.本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	31,303,391,404円	29,567,179,178円
同期中における追加設定元本額	2,563,164,773円	2,618,134,712円
同期中における一部解約元本額	4,299,376,999円	3,576,642,791円
同期末における元本の内訳		
財形株投 (一般財形30)	10,002,801円	11,807,972円
財形株投 (一般財形50)	69,542,857円	70,498,571円
財形株投 (年金・住宅財形30)	18,751,723円	20,137,039円
インデックス マネジメント ファンド 225	8,530,317,198円	8,468,914,924円
インデックス マネジメント ファンド 225 ( D C 年金 )	315,885,992円	336,303,551円

_		日间证为旧山首(内巴汉县后心)
インデックス225・ラップ	447,582,469円	677,919,744円
インデックス マネジメント ファンド 225(変額年金)	20,175,096,138円	19,023,089,298円
合 計	29,567,179,178円	28,608,671,099円
3.元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その差 額は367,272,506円であります。
4.本報告書における開示対象ファンドの計 算期間末日における受益権の総数	29,567,179,178口	28,608,671,099□

### (金融商品に関する注記)

### 金融商品の状況に関する事項

	<u> </u>
区分	自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。また、当ファンドは、信託財産の効率的な運用を行うため、デリバティブ取引を行っております。
2.金融商品の内容及びリスク	当ファンドの投資している金融商品は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが投資している有価証券は、株式であり、株価変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドが利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	コンプライアンス部門、運用企画部門において、投資対象の各種リスクのモニタリング、管理等を行い、運用部門への指示、牽制を行っております。また、社内の委員会において、各種リスクの評価、モニタリング結果の報告を行い、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。市場リスク市場の変動率とファンドの基準価額の変動率を継続的に相対比較することやベンチマーク等と比較すること等により分析しております。信用リスク組入銘柄の格付やその他発行体情報等を継続的に収集し分析しております。流動性リスク市場流動性の状況を把握し、組入銘柄の一定期間における出来高や組入比率等を継続的に測定すること等により分析しております。
4.金融商品の時 価等に関する 事項について の補足説明	市場価額がない、又は市場価格を時価と見なせない場合には、経営者により合理的に算定された価額で評価する場合があります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

### 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額の時価との差額

貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

### 時価の算定方法

自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日	
1.株式 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載し おります。	て

- 2.派生商品評価勘定(先物取引) 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載して おります。
- 3.コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価に 近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (有価証券関係に関する注記)

#### 売買目的有価証券

	[ 平成22年 3	月18日現在 ]
種類	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に含ま れた評価差額(円)
株式	32,399,655,900	489,978,969
合 計	32,399,655,900	489,978,969

種類	[平成23年 3月18日現在]
作里 犬貝 	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	3,856,534,800
合 計	3,856,534,800

(注)貸借対照表計上額の金額には、当期間の損益に含まれた評価差額の金額を含んでいます。

なお、「当期間」とは、当該親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間を指しております。

### (デリバティブ取引等関係に関する注記)

#### 取引の状況に関する事項

区分	自 平成21年 3月19日 至 平成22年 3月18日	自 平成22年 3月19日 至 平成23年 3月18日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバ ティブ取引は株価指数先物取引であり ます。	
2.取引の利用目的及び取引 に対する取組方針	信託財産の効率的な運用を行うため、 デリバティブ取引を行っております。	
3.取引に係るリスクの内容	株価指数先物取引には株価の変動によるリスクを有しております。 なお、デリバティブ取引の契約先は、 いずれも信用度の高い金融機関である ため、信用リスクはほとんどないと判 断しております。	
4.取引に係るリスクの管理 体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた信託約款及び社内規程に基づき行っております。	
5.取引の時価等に関する事項についての補足説明	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、 計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の 発表する清算値段又は最終相場によっております。	

#### 取引の時価等に関する事項

#### 株式関連

	[平成22年 3月18日現在]			[平成22年 3月18日現在] [平成23年		年 3月18日現	!在]	
種類	契約額等 (円)	う 5 1 年 超	時価(円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数先物取 引								
買建	1,022,453,120	-	1,036,930,000	14,476,880	855,038,589	-	748,660,000	106,378,589
日経225先物	1,022,453,120	-	1,036,930,000	14,476,880	855,038,589	1	748,660,000	106,378,589
合 計	1,022,453,120	1	1,036,930,000	14,476,880	855,038,589	1	748,660,000	106,378,589

#### (注)1.時価の算定方法

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所及び外国金融商品市場の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

- 2. 先物取引の残高は契約額ベースで表示しております。
- 3. 契約額等には手数料相当額を含んでおります。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

自 平成21年 3月19日	自 平成22年 3月19日
至 平成22年 3月18日	至 平成23年 3月18日
該当事項はありません。	同左

#### (1口当たり情報)

	[平成22年 3月18日現在]	[平成23年 3月18日現在]
本報告書における開示対象ファンドの期末における当該親投資信託の1口当たり純資産額	1.1322円	0.9872円
(1万口当たり純資産額)	(11,322円)	(9,872円)

### (3)附属明細表

### 第1 有価証券明細表

### (1) 株式

銘 柄	株式数	評価額		備考
新	作木 工\	単価(円)	金額(円)	1佣 15
日本水産	120,000	235	28,200,000	
マルハニチロホールディングス	120,000	118	14,160,000	
国際石油開発帝石	120	580,000	69,600,000	
コムシスホールディングス	120,000	680	81,600,000	
大成建設	120,000	202	24,240,000	
大林組	120,000	366	43,920,000	
清水建設	120,000	373	44,760,000	
鹿島建設	120,000	238	28,560,000	
大和八ウス工業	120,000	1,008	120,960,000	
積水八ウス	120,000	768	92,160,000	
日揮	120,000	1,844	221,280,000	
千代田化工建設	120,000	694	83,280,000	
日清製粉グループ本社	120,000	901	108,120,000	

			有価証券届出書(	<b>内国投資信計</b>
明治ホールディングス	12,000	3,400	40,800,000	
日本ハム	120,000	932	111,840,000	
サッポロホールディングス	120,000	304	36,480,000	
アサヒビール	120,000	1,410	169,200,000	
キリンホールディングス	120,000	1,018	122,160,000	
宝ホールディングス	120,000	381	45,720,000	
キッコーマン	120,000	771	92,520,000	
味の素	120,000	836	100,320,000	
ニチレイ	120,000	308	36,960,000	
日本たばこ産業	600	317,000	190,200,000	
東洋紡績	120,000	113	13,560,000	
ユニチカ	120,000	63	7,560,000	
日清紡ホールディングス	120,000	702	84,240,000	
帝人	120,000	350	42,000,000	
東レ	120,000	559	67,080,000	
王子製紙	120,000	346	41,520,000	
三菱製紙	120,000	75	9,000,000	
北越紀州製紙	120,000	378	45,360,000	
日本製紙グループ本社	12,000	1,746	20,952,000	
クラレ	120,000	1,001	120,120,000	
旭化成	120,000	510	61,200,000	
昭和電工	120,000	152	18,240,000	
住友化学	120,000	373	44,760,000	
日産化学工業	120,000	817	98,040,000	
日本曹達	120,000	314	37,680,000	
東ソー	120,000	245	29,400,000	

	±#. <del>-\`</del> *##	評	評 価 額	
銘 柄	株式数	単価(円)	金額(円)	備考
電気化学工業	120,000	356	42,720,000	
信越化学工業	120,000	3,915	469,800,000	
三井化学	120,000	259	31,080,000	
三菱ケミカルホールディングス	60,000	484	29,040,000	
宇部興産	120,000	246	29,520,000	
日本化薬	120,000	661	79,320,000	
花王	120,000	2,010	241,200,000	
富士フイルムホールディングス	120,000	2,398	287,760,000	
資生堂	120,000	1,451	174,120,000	
協和発酵キリン	120,000	737	88,440,000	
武田薬品工業	120,000	3,810	457,200,000	(注)
アステラス製薬	120,000	2,938	352,560,000	
大日本住友製薬	120,000	663	79,560,000	
塩野義製薬	120,000	1,330	159,600,000	
中外製薬	120,000	1,402	168,240,000	
エーザイ	120,000	3,015	361,800,000	
第一三共	120,000	1,548	185,760,000	
昭和シェル石油	120,000	704	84,480,000	
J X ホールディングス	120,000	516	61,920,000	
横浜ゴム	120,000	373	44,760,000	
プリヂストン	120,000	1,660	199,200,000	
日東紡績	120,000	176	21,120,000	

			有 侧 証 分 囲 山 音 し	
旭硝子	120,000	1,008	120,960,000	
日本板硝子	120,000	221	26,520,000	
日本電気硝子	180,000	1,160	208,800,000	
住友大阪セメント	120,000	237	28,440,000	
太平洋セメント	120,000	136	16,320,000	
東海カーボン	120,000	387	46,440,000	
TOTO	120,000	650	78,000,000	
日本碍子	120,000	1,317	158,040,000	
新日本製鐵	120,000	253	30,360,000	
住友金属工業	120,000	168	20,160,000	
神戸製鋼所	120,000	198	23,760,000	
日新製鋼	120,000	146	17,520,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	12,000	2,248	26,976,000	
大平洋金属	120,000	585	70,200,000	
日本軽金属	120,000	141	16,920,000	
三井金属鉱業	120,000	260	31,200,000	
東邦亜鉛	120,000	344	41,280,000	
三菱マテリアル	120,000	257	30,840,000	

	株式数	評	価 額	備考
並	休 玉 釵	単価(円)	金額(円)	佣亏
住友金属鉱山	120,000	1,317	158,040,000	
DOWAホールディングス	120,000	470	56,400,000	
古河機械金属	120,000	77	9,240,000	
古河電気工業	120,000	291	34,920,000	
住友電気工業	120,000	1,076	129,120,000	
フジクラ	120,000	339	40,680,000	
SUMCO	12,000	1,353	16,236,000	
東洋製罐	120,000	1,151	138,120,000	
日本製鋼所	120,000	594	71,280,000	
オークマ	120,000	669	80,280,000	
小松製作所	120,000	2,562	307,440,000	
住友重機械工業	120,000	506	60,720,000	
日立建機	120,000	1,972	236,640,000	
クボタ	120,000	780	93,600,000	
荏原製作所	120,000	385	46,200,000	
ダイキン工業	120,000	2,397	287,640,000	
日本精工	120,000	687	82,440,000	
NTN	120,000	387	46,440,000	
ジェイテクト	120,000	1,029	123,480,000	
日立造船	120,000	106	12,720,000	
三菱重工業	120,000	322	38,640,000	
IHI	120,000	172	20,640,000	
コニカミノルタホールディングス	120,000	619	74,280,000	
ミネベア	120,000	416	49,920,000	
日立製作所	120,000	411	49,320,000	
東芝	120,000	360	43,200,000	
三菱電機	120,000	907	108,840,000	
富士電機ホールディングス	120,000	228	27,360,000	
明電舎	120,000	306	36,720,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	120,000	501	60,120,000	

有価証券届出書	(内国投資信託受	益証券)	

日本電気	120,000	187	22,440,000	
富士通	120,000	451	54,120,000	
沖電気工業	120,000	59	7,080,000	
パナソニック	120,000	958	114,960,000	(注)
シャープ	120,000	764	91,680,000	
ソニー	120,000	2,519	302,280,000	(注)
TDK	120,000	4,600	552,000,000	
三洋電機	120,000	109	13,080,000	
ミツミ電機	120,000	953	114,360,000	
アルプス電気	120,000	786	94,320,000	

銘 柄	株式数	評	価額	———— 備 考
亚 <del>拉</del> 作为	1木 工(数	単価(円)	金額(円)	佣亏
パイオニア	120,000	370	44,400,000	
横河電機	120,000	613	73,560,000	
アドバンテスト	240,000	1,320	316,800,000	
カシオ計算機	120,000	629	75,480,000	
ファナック	120,000	11,490	1,378,800,000	
京セラ	120,000	7,850	942,000,000	
太陽誘電	120,000	1,046	125,520,000	
パナソニック電工	120,000	869	104,280,000	
キヤノン	180,000	3,525	634,500,000	(注)
リコー	120,000	907	108,840,000	
東京エレクトロン	120,000	4,335	520,200,000	
デンソー	120,000	2,591	310,920,000	
三井造船	120,000	186	22,320,000	
川崎重工業	120,000	309	37,080,000	
日産自動車	120,000	725	87,000,000	
いすゞ自動車	120,000	325	39,000,000	
トヨタ自動車	120,000	3,215	385,800,000	(注)
日野自動車	120,000	380	45,600,000	
三菱自動車工業	120,000	99	11,880,000	
マツダ	120,000	182	21,840,000	
本田技研工業	240,000	3,080	739,200,000	(注)
スズキ	120,000	1,726	207,120,000	
富士重工業	120,000	563	67,560,000	
テルモ	120,000	4,135	496,200,000	
ニコン	120,000	1,566	187,920,000	
オリンパス	120,000	2,267	272,040,000	
シチズンホールディングス	120,000	432	51,840,000	
凸版印刷	120,000	605	72,600,000	
大日本印刷	120,000	893	107,160,000	
ヤマハ	120,000	872	104,640,000	
東京電力	12,000	948	11,376,000	(注)
中部電力	12,000	1,983	23,796,000	
関西電力	12,000	2,004	24,048,000	
東京瓦斯	120,000	354	42,480,000	
大阪瓦斯	120,000	305	36,600,000	
東武鉄道	120,000	321	38,520,000	
東京急行電鉄	120,000	336	40,320,000	

小田急電鉄	120,000	676	81,120,000	
京王電鉄	120,000	470	56,400,000	
京成電鉄	120,000	452	54,240,000	

△4 + <del>-</del>	+/+ <del>-\</del> */-	評	価 額	/# #
<b>銘</b> 柄	株式数	単価(円)	金額(円)	備考
東日本旅客鉄道	12,000	4,570	54,840,000	
西日本旅客鉄道	120	311,000	37,320,000	
東海旅客鉄道	120	622,000	74,640,000	
日本通運	120,000	294	35,280,000	
ヤマトホールディングス	120,000	1,164	139,680,000	
日本郵船	120,000	318	38,160,000	
商船三井	120,000	468	56,160,000	
川崎汽船	120,000	303	36,360,000	
全日本空輸	120,000	262	31,440,000	
三菱倉庫	120,000	851	102,120,000	
ヤフー	480	29,420	14,121,600	
トレンドマイクロ	120,000	2,266	271,920,000	
スカパーJSATホールディングス	120	27,680	3,321,600	
日本電信電話	12,000	3,585	43,020,000	(注)
KDDI	1,200	497,000	596,400,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	120	142,600	17,112,000	(注)
東宝	12,000	1,119	13,428,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	1,200	234,700	281,640,000	
CSK	120,000	230	27,600,000	
コナミ	120,000	1,478	177,360,000	
ソフトバンク	360,000	2,978	1,072,080,000	
双日	12,000	153	1,836,000	
伊藤忠商事	120,000	799	95,880,000	
丸紅	120,000	562	67,440,000	
豊田通商	120,000	1,195	143,400,000	
三井物産	120,000	1,374	164,880,000	
住友商事	120,000	1,092	131,040,000	
三菱商事	120,000	2,124	254,880,000	(注)
J.フロント リテイリング	120,000	314	37,680,000	
三越伊勢丹ホールディングス	120,000	749	89,880,000	
セブン&アイ・ホールディングス	120,000	1,942	233,040,000	
高島屋	120,000	508	60,960,000	
丸井グループ	120,000	522	62,640,000	
イオン	120,000	900	108,000,000	
ユニー	120,000	609	73,080,000	
ファーストリテイリング	120,000	10,240	1,228,800,000	
新生銀行	120,000	105	12,600,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	120,000	374	44,880,000	
りそなホールディングス	12,000	376	4,512,000	
中央三井トラスト・ホールディングス	120,000	289	34,680,000	

A6 47	14 12 141		<b>一</b> 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有 有	
銘 柄	株式数	単価(円)	金額(円)	備考
三井住友フィナンシャルグループ	12,000	2,547	30,564,000	
千葉銀行	120,000	450	54,000,000	
横浜銀行	120,000	375	45,000,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	120,000	304	36,480,000	
静岡銀行	120,000	643	77,160,000	
住友信託銀行	120,000	432	51,840,000	
みずほ信託銀行	120,000	74	8,880,000	
みずほフィナンシャルグループ	120,000	139	16,680,000	
大和証券グループ本社	120,000	382	45,840,000	
野村ホールディングス	120,000	439	52,680,000	
みずほ証券	120,000	221	26,520,000	
松井証券	120,000	444	53,280,000	
NKSJホールディングス	120,000	511	61,320,000	
MS&ADインシュアランスグループホール ディングス	36,000	1,729	62,244,000	
東京海上ホールディングス	60,000	2,165	129,900,000	
T&Dホールディングス	12,000	1,999	23,988,000	
クレディセゾン	120,000	1,318	158,160,000	
三井不動産	120,000	1,451	174,120,000	
三菱地所	120,000	1,523	182,760,000	
平和不動産	120,000	188	22,560,000	
東京建物	120,000	308	36,960,000	
東急不動産	120,000	358	42,960,000	
住友不動産	120,000	1,703	204,360,000	
電通	120,000	2,100	252,000,000	
東京ドーム	120,000	154	18,480,000	
セコム	120,000	3,625	435,000,000	
合 計	24,808,080		27,475,531,200	

(注)上記のうち、以下の株式を株価指数先物取引に係る委託証拠金代用有価証券として担保に差入れております。

武田薬品工業	5,000株	本田技研工業	10,000株
パナソニック	5,000株	東京電力	500株
ソニー	5,000株	日本電信電話	500株
キヤノン	7,500株	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	5株
トヨタ自動車	5,000株	三菱商事	5,000株

### (2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等関係に関する注記)」に記載しております。

#### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】(平成23年4月28日現在)

### 「インデックス マネジメント ファンド 225」

資産総額	9,359,867,820 円
負債総額	19,153,181 円
純資産総額( - )	9,340,714,639 円
発行済口数	44,182,848,996 🏻
1万口当たり純資産額 ( / )	2,114 円

### (参考)

### 「インデックス マネジメント ファンド 225 マザーファンド」

資産総額	30,466,681,953 円
負債総額	40,798,039 円
純資産総額( - )	30,425,883,914 円
発行済口数	28,556,949,322 🗆
1万口当たり純資産額( / )	10,654 円

#### 第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

委託者は、このファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### (1)投資信託受益証券の名義書換等

受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典 該当事項はありません。

#### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振り替えの申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振り替えについて、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### (8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### 第三部 【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

- 1【委託会社等の概況】
  - a. 資本金の額(平成23年4月末現在)

資本金の額 45億2,430万円 会社が発行する株式総数 3,000,000株 発行済株式総数 1,823,250株

直近5ヵ年における主な資本金の額の増減:該当事項はありません。

#### b . 委託会社の機構

(イ)株主総会において、15名以内の取締役が選任されます。

取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権のある株式数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、補欠選任により選出された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

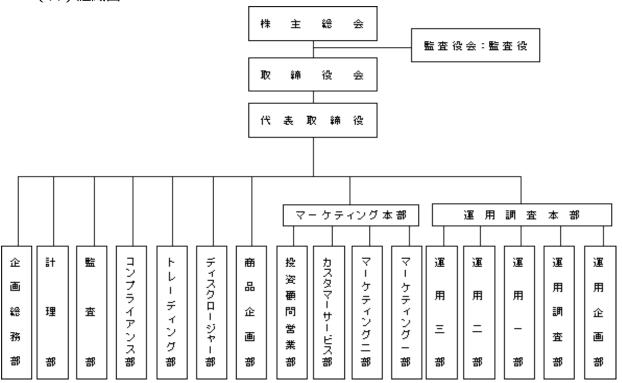
取締役会の決議により、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長、専務取締役ならびに 常務取締役若干名を定めることができます。

取締役会の決議をもって代表取締役3名以内を決定します。

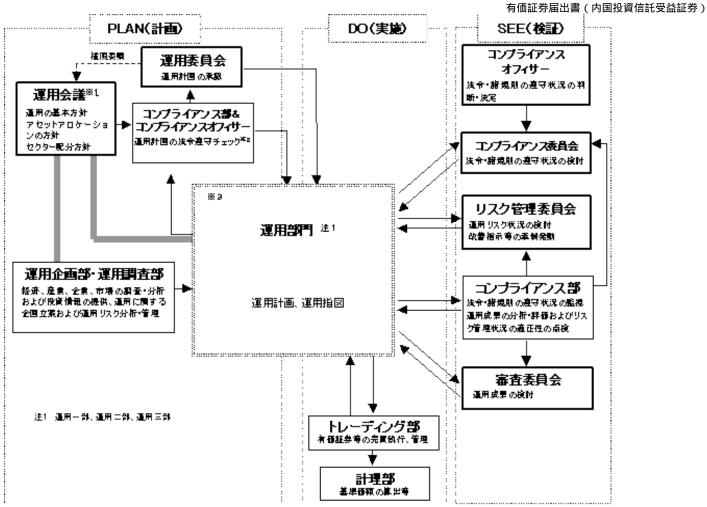
代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めある事項のほか、当会社の重要なる業務執行に関する事項を決定します。

#### (口)組織図



### (ハ)投資運用の意思決定機構



実線の矢印は情報の流れを示します。

- ※1 運用会議は運用企画部 運用調査部 運用部門(運用一部~三部)で構成されます。
- ※2 コンプライアンス部およびコンプライアンスオフィサーによる運用計画の法令遵守チェックは「政論役会からの委任を受けたものです。
- ※3 運用部門において、運用計画および運用指図の承認は各々の上位職者が行います。

### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成23年4月28日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託(親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

(平成23年4月28日現在)

		種類	ファンド本数	純資産額(百万円)
総合計		183	2,070,134	
	株	式投資信託(合計)	154	1,640,420
		単位型	2	7,470
		追加型	152	1,632,950
	公社	:債投資信託(合計)	29	429,713
		単位型	2	934
		追加型	27	428,779

#### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1.財務諸表の作成方法について

委託会社である新光投信株式会社(以下「当社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、第49期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、改正前の財務諸表等 規則に基づき、第50期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)については、改正後の財務 諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」 (平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

#### 2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表については、監査法人保森会計事務所により監査を受け、また、第50期事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表については、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

第51期事業年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第49期事業年度の財務諸表 監査法人保森会計事務所

第50期事業年度の財務諸表 新日本有限責任監査法人

#### 3. 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

#### (1)【貸借対照表】

		(+12.11
	前事業年度	 当事業年度
	(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
流動資産		
現金及び預金	4,283,840	5,375,054
有価証券	9,625,456	3,516,497
貯蔵品	7,563	4,913
前払金	29,862	24,431
前払費用	16,515	17,381
未収入金	574,913	4
未収委託者報酬	1,009,712	1,335,057
未収収益	6,983	33,303
繰延税金資産	35,449	138,637
その他	207	-
流動資産合計	15,590,505	10,445,281
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	2 37,992	2 24,796

		有価証券届出書(内国投資信
器具・備品(純額)	2 40,940	2 38,095
リース資産(純額)	2 70,426	2 13,067
有形固定資産合計	149,359	75,959
無形固定資産		
電話加入権	91	91
ソフトウェア	3 121,230	3 73,596
無形固定資産合計	121,322	73,688
投資その他の資産		
投資有価証券	5,721,741	11,880,034
関係会社株式	77,100	77,100
長期貸付金	767	31
長期前払費用	1,816	1,113
長期未収入金	19,200	12,000
長期差入保証金	111,056	109,547
長期繰延税金資産	278,400	12,320
前払年金費用	485,705	467,715
長期性預金	-	500,000
その他	27,500	27,500
投資その他の資産合計	6,723,288	13,087,362
固定資産合計	6,993,969	13,237,010
資産合計	22,584,475	23,682,292

	前事業年度	当事業年度
	(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	13,096	12,900
リース債務	31,681	23,125
未払金		
未払収益分配金	1,398	1,186
未払償還金	97,416	61,755
未払手数料	1 543,310	1 714,037
その他未払金	70,614	115,791
未払金合計	712,738	892,771
未払費用	1 66,054	1 71,575
未払法人税等	1,900	449,865
賞与引当金	112,600	164,600
役員賞与引当金	9,000	24,200
流動負債合計	947,072	1,639,036
固定負債		
長期リース債務	39,847	16,722
退職給付引当金	172,869	171,861
役員退職慰労引当金	54,958	66,958
執行役員退職慰労引当金	97,916	112,916
固定負債合計	365,592	368,458
負債合計	1,312,664	2,007,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,524,300	4,524,300
資本剰余金 資本準備金	2,761,700	2,761,700
資本剰余金合計	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		_,,
利益準備金 その他利益剰余金	360,493	360,493

		有伽訨夯庙出書(内国投貨信
別途積立金	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計	14,491,097	14,502,612
自己株式	4,616	6,074
株主資本合計	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	500,670	107,742
評価・換算差額等合計	500,670	107,742
純資産合計	21,271,810	21,674,796
負債純資産合計	22,584,475	23,682,292

## (2)【損益計算書】

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,887,70	02 10,140,218
その他営業収益	9,36	-
営業収益合計	9,897,00	55 10,140,218
営業費用		
支払手数料	1 5,837,72	1 5,826,460
広告宣伝費	205,69	98 187,354
公告費	2,78	36 4,179
調査費		
調査費	255,00	242,434
委託調査費	311,65	-
図書費	7,13	39 6,518
調査費合計	573,80	01 506,260
委託計算費	270,09	272,725
営業雑経費		
通信費	37,75	
印刷費	167,54	•
協会費	10,00	-
諸会費	3,07	
その他	15,54	
営業雑経費合計	233,92	
営業費用合計	7,124,02	7,023,791
一般管理費		
給料		
役員報酬	2 91,0	
給料・手当	1,068,06	
賞与	131,48	
給料合計	1,290,56	
交際費	15,12	
寄付金	6,22	
旅費交通費	75,29	
租税公課	54,88	
不動産賃借料	193,40	
賞与引当金繰入	112,60	
役員賞与引当金繰入	9,00	
役員退職慰労引当金繰入 温際公付费用	26,79	
退職給付費用	127,3	
減価償却費	102,32	28 78,655

諸経費	379,150	331,667
一般管理費合計	2,392,656	2,400,064
営業利益	380,381	716,362

(単位:千円)

		(半位・十月
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	41	,437 77,279
有価証券利息	55	,679 74,885
受取利息	43	,909 16,170
時効成立分配金・償還金	24	,672 38,109
雑益	3	,178 20,760
営業外収益合計	168	,878 227,206
営業外費用		
支払利息	2	,538 1,833
時効成立後支払分配金・償還金	29	547 4,940
雑損	1	1,979
営業外費用合計	33	,543 8,753
経常利益	515	,715 934,815
特別利益		
投資有価証券売却益	241	,990 3,827
特別利益合計	241	,990 3,827
特別損失		
固定資産除却損	3	599 3 335
投資有価証券売却損	3	,180 3,060
投資有価証券評価損	7	.890 -
過年度減価償却費		- 41,013
本社移転費用		- 24,575
特別損失合計	11	,669 68,983
税引前当期純利益	746	,036 869,659
法人税、住民税及び事業税	4 22	,672 4 472,673
法人税等調整額	222	,333 106,678
法人税等合計	245	,005 365,994
当期純利益	501	,030 503,664
		<u> </u>

### (3)【株主資本等変動計算書】

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	4,524	,300 4,524,300
当期変動額		
当期変動額合計		<u>-</u>
当期末残高	4,524	,300 4,524,300

		新光投信株式会社(E12
<u></u> 次十利人人		有価証券届出書(内国投資信託受益証
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,761,700	2,761,700
当期変動額		
当期変動額合計	-	<u> </u>
当期末残高	2,761,700	2,761,700
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	360,493	360,493
当期变動額		
当期変動額合計		<u>-</u> _
当期末残高	360,493	360,493
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	12,118,000	12,118,000
当期変動額		
当期変動額合計	<u>-</u>	<u>-</u>
当期末残高	12,118,000	12,118,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,060,933	2,012,604
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
当期末残高	2,012,604	2,024,119
利益剰余金合計		
前期末残高	15,539,426	14,491,097
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
当期変動額合計	1,048,328	11,514
 当期末残高	14,491,097	14,502,612
	, ,	

		( 1 1 1
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
自己株式		
前期末残高	4	,616 4,616
当期変動額		
自己株式の取得		- 1,457
当期変動額合計		- 1,457
当期末残高	4	,616 6,074
株主資本合計		
前期末残高	22,820	,810 21,772,481
当期変動額		
剰余金の配当	1,549	,359 492,149
当期純利益	501	,030 503,664
自己株式の取得		- 1,457

		<u> </u>
当期変動額合計	1,048,328	10,057
当期末残高 当期末残高	21,772,481	21,782,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	372,224	500,670
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動	872,894	392,928
額(純額)	072,094	392,920
当期変動額合計	872,894	392,928
当期末残高	500,670	107,742
純資産合計		
前期末残高	23,193,034	21,271,810
当期変動額		
剰余金の配当	1,549,359	492,149
当期純利益	501,030	503,664
自己株式の取得	-	1,457
株主資本以外の項目の当期変動額	872,894	392,928
(純額)	072,034	
当期変動額合計	1,921,223	402,985
当期末残高	21,271,810	21,674,796

### 重要な会計方針

T	
前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(1)満期保有目的の債券	(1)満期保有目的の債券
償却原価法(定額法)	同左
(2)関係会社株式	(2)関係会社株式
総平均法による原価法	同左
(3)その他有価証券	(3)その他有価証券
時価のあるもの	時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づ	同左
く時価法(評価差額は、全部純	
資産直入法により処理し、売却	
原価は、総平均法により算定)	
時価のないもの	時価のないもの
総平均法による原価法	同左
(1)有形固定資産	(1)有形固定資産
(リース資産を除く)	(リース資産を除く)
定率法。但し、平成10年4月1日以降	同左
に取得した建物(建物附属設備を除	
く)については、定額法。	
であります。	
(2)無形固定資産	(2)無形固定資産
	(自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) (1)満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2)関係会社株式 総平均法による原価法 (3)その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は、全・売却 原価は、総平均法により処理し、売却 原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (1)有形固定資産 (リース資産を除く) 定率法。但し、平成10年4月1日以降 に取得した建物(建物附属設備を除 く)に、主な耐用年数は以下のとおり

### 重要な会計方針

里安な会計方針		
項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
2.固定資産の減価償却	(3)リース資産	(3)リース資産
の方法	所有権移転外ファイナンス・リース	所有権移転外ファイナンス・リース
	取引に係るリース資産	取引に係るリース資産
	リース期間を耐用年数とし、残存価	リース期間を耐用年数とし、残存価
	額を零とする定額法を採用しており	額を零とする定率法を採用しており
	ます。	ます。
		(会計方針の変更)
		従来、リース資産の減価償却の方法
		はリース期間を耐用年数とし、残存価
		額を零とする定額法を採用しており
		ましたが、平成21年5月7日に親会社合
		併による親会社の会計処理変更と統
		ーを図るために、当事業年度から定率
		法に変更しております。
		この変更により、前事業年度までの
		税引前当期純利益にかかる累積的影
		響額41,013千円は特別損失として計
		上しております。
		この結果、従来の方法によった場合
		と比較して、リース資産は25,403千円
		減少し、営業利益及び経常利益は
		15,609千円増加し、税引前当期純利益
		は25,403千円減少しております。
3 . 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金	
	債権の貸倒れによる損失に備えるた	
	め、一般債権については貸倒実績率によ	
	り、貸倒懸念債権等特定の債権について	
	は個別に回収可能性を勘案し、回収不能	
	見込額を計上しております。	
	(2)賞与引当金	(1)賞与引当金
	従業員に対する賞与の支払いに備え	同左
	るため、支給見込額の当期対応分を計上   しております	
	しております。	   (2)
	(3)役員賞与引当金	(2)役員賞与引当金
	役員賞与の支出に備えるため、支給見	同左
	込額の当期対応分を計上しております。	

### 重要な会計方針

		有価証券届出書(内国投資
項目	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
3 . 引当金の計上基準	(4)退職給付引当金	(3)退職給付引当金
	従業員の退職給付に備えるため、当	従業員の退職給付に備えるため、当
	期末における退職給付債務及び年金資	期末における退職給付債務及び年金資
	産の見込額に基づき、当期末において	産の見込額に基づき、当期末において
	発生していると認められる額を計上し	発生していると認められる額を計上し
	ております。	ております。
	過去勤務債務については、その発生	過去勤務債務については、その発生
	時の従業員の平均残存勤務期間以内の	時の従業員の平均残存勤務期間以内の
	年数(10年)による定額法により費用	年数(10年)による定額法により費用
	処理しております。	処理しております。
	数理計算上の差異については、その	数理計算上の差異については、その
	発生時の従業員の平均残存勤務期間以	発生時の従業員の平均残存勤務期間以
	内の一定の年数(10年)による定額法	内の一定の年数(10年)による定額法
	により翌期から費用処理することとし	により翌期から費用処理することとし
	ております。	ております。
		(会計方針の変更)
		当事業年度から「退職給付に係る
		会計基準」の一部改正(その3)(企
		業会計基準第19号 平成20年7月31
		日)を適用しております。
		数理計算上の差異を翌期から償却
		するため、これによる営業損益、経常
		損益及び税引前当期純利益に与える
	(=\ /P = \ P = \ P = \ \ \ \ \ \	影響はありません。
	(5)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支払いに備える	(4)役員退職慰労引当金
	ため、規程に基づく当期末要支給額を	同左
	計上しております。	
	(6)執行役員退職慰労引当金	(5)執行役員退職慰労引当金
	執行役員の退職慰労金の支払いに備	同左
	えるため、規程に基づく当期末要支給	
4 . その他財務諸表作成の	額を計上しております。 消費税等の会計処理	 消費税等の会計処理
ための基本となる重要		府真枕寺の云前処理   同左
な事項	よっており、控除対象外消費税等は、当	
	期の費用として処理しております。	
1		

### 会計処理方法の変更

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(棚卸資産の評価に関する会計基準)	
当期から平成18年7月5日公表の「棚卸資産の評価	
に関する会計基準」(企業会計基準第9号)を適用	
しております。これによる損益に与える影響はあり	
ません。	

### (リース取引に関する会計基準)

当期から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。

また、リース会計基準適用初年度開始前の所有権 移転外ファイナンス・リース取引については、前年 度末における未経過リース料期末残高相当額(利息 相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したも のとしてリース資産に計上しております。(リース 取引に関する会計基準の適用指針第78項)

#### 表示方法の変更

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(貸借対照表)	
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する	
規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月	
7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、当	
期から「貯蔵品」として区分掲記しております。な	
お、前期の「その他」に含まれる「貯蔵品」は3,736	
千円であります。	

#### 注記事項

#### (貸借対照表関係)

(食用对流农园协)	
前事業年度	当事業年度
(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
1 . 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれて いる関係会社に対するものは次のとおりであり ます。 未払手数料 445,736千円 未払費用 3,523千円	1.区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払手数料 563,753千円 未払費用 1,732千円
2 . 有形固定資産の減価償却累計額 建物 77,409千円 器具備品 332,202千円 リース資産 31,652千円	2 . 有形固定資産の減価償却累計額 建物 78,630千円 器具備品 333,552千円 リース資産 89,011千円
3 . 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 131,057千円	3 . 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 177,141千円

### (損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
1 . 各科目に含まれている関係会社に対するもの は次のとおりであります。 支払手数料 4,724,024千円	1.各科目に含まれている関係会社に対するものは 次のとおりであります。 支払手数料 4,620,554千円

2.役員報酬の範囲額

取締役 年額 200,000千円以内 監査役 年額 48,000千円以内

3.固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

器具・備品 599千円

4. 法人税、住民税及び事業税22,672千円のうち法人税は13,082千円、住民税は6,507千円、事業税3,082千円であります。

2.役員報酬の範囲額 同左

3.固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

器具・備品 335千円

4.法人税、住民税及び事業税472,673千円のうち法人税は321,505千円、住民税は70,351千円、事業税80,816千円であります。

#### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	1,823,250	-	-	1,823,250

#### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	-	-	474

### 3.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日	普通	1 540 250	950	亚芹20年2月24日	亚母20年6月25日
定時株主総会	株式	1,549,359	650	平成20年3月31日 	平成20年6月25日 

### (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通 株式	繰越利益 剰余金	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日

#### 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,823,250		1	1,823,250

#### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	474	169	-	643

#### (変動事由の概要)

普通株式の自己株式の株式数の増加169株は、単元未満株式の買取による増加であります。

### 3.配当に関する事項

#### (1)配当金支払額

( )							
決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日		
平成21年6月24日	普通	492,149	270	平成21年3月31日	平成21年6月25日		
定時株主総会	株式						

#### (2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日	普通	利益	402, 402	270	亚世纪年2日24日	亚芹22年6日22日
定時株主総会	株式	剰余金	492,103	270	平成22年3月31日 	平成22年6月22日 

#### (リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
ファイナンス・リース取引 ( 借主側 )	ファイナンス・リース取引(借主側)
所有権移転外ファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1)リース資産の内容	(1)リース資産の内容
有形固定資産	有形固定資産
主として、投信システム設備としてのサーバー、	同左
ネットワーク機器他(器具備品)であります。	
(2)リース資産の減価償却方法	(2)リース資産の減価償却方法
重要な会計方針の「2.固定資産の減価償却の方	同左
法(3)リース資産」に記載のとおりであります。	

#### (金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1.金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金や有価証券などにより、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また現先取引などの引合いを要する取引については、原則として複数の提示条件を参考に最も有利と判断する条件で、適切かつ効率的に行っております。

なお、当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するための取得など、投資信託協会の規則に定める範囲において投資信託の取得および処分を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的債券、その他有価証券(債券、投資信託)、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

また営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産より受け入れる委託者報酬のうち、信託財産に未払委託者報酬として計上された金額であり、信託財産は受託銀行において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

デリバティブ取引については、行っておりません。ただし、保有する有価証券の価格変動リスク回避を目的とする場合は、この限りではありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(預金の預入先や債券の発行体の信用リスク)の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、資金管理規程に従い、格付けの高い預入 先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

また企画総務部が定期的に格付けをモニタリングし、それが資金管理規程に定める基準以下となった場合には、速やかに経営会議を開催し、残存期間などを総合的に勘案し、対処方法について決議を得る体制となっております。

市場リスク(価格変動リスク及び為替変動リスク)の管理

保有している債券、投資信託、株式の毎月末の時価など資金運用の状況については、資金管理規程に従い、企画総務部長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスク及び為替変動リスクについては、資金管理規程に従い、企画総務部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速や

かに経営会議を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、企画総務部が作成した年度の資金計画を経営会議において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

	貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	5,375,054	5,375,054	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,945,411	4,975,340	29,928
その他有価証券	10,154,947	10,154,947	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	1,335,057	-

- (注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
  - (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	373,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

#### (注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 預金	5,374,756	-	-	-
(2) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的債券	1,400,000	3,500,000	-	-
その他有価証券	2,100,000	1,937,150	53,185	-
(3) 未収委託者報酬	1,335,057	-	-	-

#### (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日) を適用しております。

### (有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日)

1.満期保有目的の債券で時価のあるもの

	<b>1</b> € ¥5	貸借対照表計上額	時価	差額
	種類	(千円)	(千円)	(千円)
時価が貸借対照表計上額を	(1)国債・地方債等	301,581	301,950	369
超えるもの	(2)社債	2,522,607	2,523,810	1,203
	(3)その他	-	1	-
	小計	2,824,188	2,825,760	1,572
時価が貸借対照表計上額を	(1)国債・地方債等	-	-	-
超えないもの	(2)社債	2,304,962	2,299,690	5,272
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,304,962	2,299,690	5,272
合計	_	5,129,150	5,125,450	3,700

### 2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
	<b>个</b> 里天只	(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	45,457	55,676	10,219
貸借対照表計上額が取得原	(2)債券	-	-	-
価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	535,458	580,788	45,330
	小計	580,915	636,464	55,549
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原	(2)債券	-	-	-
価を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,674,256	4,774,548	899,708
	小計	5,674,256	4,774,548	899,708
合計		6,255,171	5,411,012	844,158

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(千円)	(千円)	(千円)
1,008,498	278,250	37,002

### 4.時価評価されていない有価証券

	貸借対照表計上額(千円)
<ul><li>1.満期保有目的の債券</li><li>コマーシャル・ペーパー</li><li>2.その他有価証券</li><li>(1)非上場株式</li><li>(2) F F F</li><li>3.関係会社株式</li></ul>	3,995,353 310,728 500,952 77,100

### 5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の貸借対照表日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
1.債券 (1)国債・地方債等	301,581	_	-	-

(2)社債	4,827,569	-	-	-
(3)その他	3,995,353	-	-	-
2 . その他				
投資信託	-	203,060	-	-
合計	9,124,503	203,060	-	-

<sup>(</sup>注)当期において、有価証券について7,890千円(その他有価証券のうち時価のない株式 7,890千円)減損処理を行っております。

### 当事業年度(平成22年3月31日)

#### 1.満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	(1)国債・地方債等 (2)社債 (3)その他	4,945,411 -	4,975,340 -	- 29,928 -
	小計	4,945,411	4,975,340	29,928
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	(1)国債・地方債等 (2)社債	-	-	-
2,2 3.0 1 3 3	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,945,411	4,975,340	29,928

### 2. 関係会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

#### 3. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額(千	取得原価	差額
	<b>个里</b> 天只	円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	62,732	45,457	17,275
貸借対照表計上額が取得原				
価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	2,318,700	2,315,921	2,778
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,366,133	1,137,460	228,672
	小計	3,747,565	3,498,839	248,726
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原	(2)債券			
価を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,311,300	1,313,244	1,944
	その他	-	-	-
	(3)その他	5,096,082	5,524,523	428,440
	小計	6,407,382	6,837,767	430,385
合計		10,154,947	10,336,606	181,659

<sup>(</sup>注)非上場株式(貸借対照表計上額296,173千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1)株式	14,200	2,705	3,060
(2)債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	132,566	10,599	8,149
合計	146,766	13,304	11,209

#### (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)及び当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度(キャッシュバランス型)、確定拠出企業年金制度および退職一時金制度を設けております。

#### 2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
(1)退職給付債務(千円)	867,908	863,276
(2)年金資産(千円)	741,559	891,335
(3)未積立退職給付債務(1) + (2) (千円)	126,349	28,058
(4)未認識数理計算上の差異 ( 千円 )	563,607	367,470
(5)未認識過去勤務債務(債務の減額)(千円)	124,422	99,674
(6)貸借対照表計上額純額(3) + (4) + (5) (千円)	312,835	295,854
(7)前払年金費用(千円)	485,705	467,715
(8)退職給付引当金(6) - (7) (千円)	172,869	171,861

#### 3.退職給付費用に関する事項

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
(1)勤務費用(千円)(注1)	88,007	88,343
(2)利息費用(千円)	17,170	17,358
(3)期待運用収益(減算)(千円)	16,188	14,831
(4)数理計算上の差異の費用処理額 ( 千円 )	50,599	75,157
(5)過去勤務債務の費用処理額(千円)	24,747	24,747
(6)小計(1)+(2)-(3)+(4)+(5)(千円)	114,840	141,279
(7)その他(千円)(注2)	12,477	12,736
(8)退職給付費用(6) + (7) (千円)	127,318	154,016

<sup>(</sup>注) 1.執行役員の退職慰労金に係る退職給付引当金繰入額(前事業年度 27,666千円, 当事業年度 24,086千円)については「(1)勤務 費用」に含めて記載しております。

#### 4.退職給付債務の計算基礎

	前事業年度	当事業年度
	(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
(1)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(2)割引率	2.0%	2.5%
(3)期待運用収益率	2.0%	2.0%
(4)過去勤務債務の処理年数	10年	10年
(5)数理計算上の差異の処理年数	10年	10年

#### (税効果会計関係)

前事業年度	当事業年度
(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)

<sup>2.「(7)</sup>その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

別の内訳

繰延税金資産 (千円)

賞与引当金損金算入限度超過額 49,479

減価償却費限度超過額 11,010

退職給付引当金損金算入限度超過額 110,182

受益証券発行費否認 9,317 投資有価証券評価損否認 67,362 非上場株式評価損否認 58,264

その他投資評価損否認 6,109

有価証券評価差額 343.488

その他 35,808 繰延税金資産小計 691,022 評価性引当額 145,222 繰延税金資産合計 545,799

繰延税金負債

前払年金費用 197,633 その他 34,316 繰延税金負債合計 231,949

繰延税金資産の純額 313,849

|(注)||繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目|(注)||繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目 に含まれております。

(千円)

流動資産 - 繰延税金資産 35,449 固定資産 - 長期繰延税金資産 278,400

異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 40.69

(調整)

役員給与永久に損金算入されない項目 1.75 交際費等永久に損金算入されない項目 1.46 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 2.94

住民税均等割等 0.51 税効果未認識差異 8.60

その他 0.02

税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.84

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因 別の内訳

> 繰延税金資産 (千円)

賞与引当金損金算入限度超過額 76,822

減価償却費限度超過額 9,711

退職給付引当金損金算入限度超過額 115,876

役員退職慰労引当金否認額 27,245 投資有価証券評価損否認 67,362

非上場株式評価損否認 32,458

未払事業税否認 36,960

有価証券評価差額 73.917

その他 49,290

繰延税金資産小計 489,645 143,338 評価性引当額

繰延税金資産合計 346,307

繰延税金負債

前払年金費用 190.313

その他 5,036 繰延税金負債合計 195,349

繰延税金資産の純額 150,957

に含まれております。

(千円)

流動資産 - 繰延税金資産 138,637 固定資産 - 長期繰延税金資産 12.320

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差 2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の差 異の原因となった主な項目別の内訳

> 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下 であるため注記を省略しております。

#### 関連当事者情報

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	は出資金	内容又	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注4)	科目	期末残高 (千円) (注4)
親会社		東京都中央区	125,167,284				コマーシャル ペーパー	1,996,897	有価証券	1,997,673
	(注1)			取引業			(注2) 債券等の現先 取引(注2)	5,387,067	短期 貸付金	-

(%)

			当社設定の投資	4,724,024	未払手	445,736
			信託受益権の募		数料	
			集・販売に係る			
			代行手数料の支			
			払い(注3)			

#### 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注)1.新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。
  - 2. コマーシャルペーパー、現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
  - 3. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
  - 4.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子 会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
会社を持		東京都中央区	4,110,000	不動産賃貸業	直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 (注1)	147,330	長期差 入保証 金	99,186
会社を持		東京都 中央区	228,000	情報サ ービス 業	なし	計算業務の 委託	計算委託料支払 (注2) ハウジングサー	,	その他 未払金 その他	4,076 1,472
	会社			<i></i>			ビス料支払 (注2)	1	未払金	.,

#### 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注) 1. 事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
  - 2.計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
  - 3.取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

### 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

新光証券株式会社(東京証券取引所に上場)

(注)新光証券株式会社は、みずほ証券株式会社と平成21年5月7日付で合併し、みずほ証券株式会社に商号変更をしております。

#### 当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る)等

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金叉は出	事業の 内容又 は職業	I所有(被所	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
親会社	1	東京都千代田区		金融商品取引業	間接 7.04	投資信託受 益権の募集 ・販売 役員の兼任	債券等の現先 取引 (注1) 当社設定の投資 信託受益権の募 集・販売に係る 代行手数料の支 払い(注2)	4,620,554	貸付金	- 563,753

### 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注)1.現先取引の金利等については、市場金利等を勘案して決定しております。
  - 2. 代行手数料については、投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から支払われます。委託者報酬の配分は両社協議のうえ合理的に決定しております。
  - 3.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子 会社等

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

									_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u> </u>
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は出 資金(千円)	内容又	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
会社を持		東京都中央区	4,110,000		直接 4.05	事務所の 賃借	事務所の賃借 (注1)		長期差 入保証 金	99,186
会社を持		東京都中央区	228,000	情報サ ービス 業	-	計算業務の 委託	計算委託料支払 (注2) ハウジングサー		その他 未払金 その他	3,866 1,472
	会社						ビス料支払 (注2)		未払金	

#### 取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注)1.事務所の賃借料の支払については、差入保証金の総額及び近隣の賃借料を勘案し、協議のうえ決定しております。
  - 2. 計算委託料及びハウジングサービス料の支払は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
  - 3.取引金額と長期差入保証金の期末残高には消費税等が含まれておらず、その他未払金の期末残高には消費税等が含まれております。

## 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記

#### 親会社情報

## みずほ証券株式会社(東京証券取引所に上場)

(注)当社の親会社であった新光証券は、みずほ証券株式会社(旧みずほ証券株式会社)と、平成21年5月7日に合併し、商号をみずほ証券株式会社としております。

## (1株当たり情報)

前事業年度	当事業年度	
(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日	
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額 11,670円00銭	1株当たり純資産額 11,892円19銭	
1株当たり当期純利益金額 274円87銭	1株当たり当期純利益金額 276円33銭	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
ついては、潜在株式が存在しないため記載しており	については、潜在株式が存在しないため記載してお	
ません。	りません。	

## (注)1.1株当たり純資産額の算定上の基礎

	前事業年度	当事業年度
	(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	21,271,810	21,674,796
普通株式に係る純資産額 (千円)	21,271,810	21,674,796
普通株式の発行済株式数 (千株)	1,823	1,823
普通株式の自己株式数 (千株)	0	0
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,822	1,822

## (注)2.1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

<u></u>				
	前事業年度	当事業年度		
	(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日		
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)		
損益計算書上の当期純利益 (千円)	501,030	503,664		
普通株式に係る当期純利益 (千円)	501,030	503,664		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-		
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,822	1,822		

## (重要な後発事象)

前事業年度	当事業年度
(自 平成20年4月 1日	(自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
該当事項はありません	同左

# 2.中間財務諸表

# (1)中間貸借対照表

(単位:千円)

	第51期中間会計期間末 第51期中間会計期間末
	(平成22年9月30日)
 資産の部	
流動資産	
現金及び預金	6,437,877
有価証券	3,910,761
貯蔵品	2,544
未収委託者報酬	1,359,722
繰延税金資産	119,644
その他	173,002
流動資産合計	12,003,552
固定資産	
有形固定資産	
建物(純額)	27,694
器具・備品(純額)	43,345
リース資産(純額)	7,536
有形固定資産合計	1 78,577
無形固定資産	
ソフトウェア	51,099
その他	91
無形固定資産合計	51,191
投資その他の資産	
投資有価証券	10,319,467
長期繰延税金資産	137,896
前払年金費用	445,234
長期性預金	300,000
その他	154,907
投資その他の資産合計	11,357,506
固定資産合計	11,487,274
資産合計	23,490,826

	(11-11-	
	第51期中間会計期間末	
	(平成22年9月30日)	
負債の部		
流動負債		
リース債務	13,842	
未払金		
未払収益分配金	1,049	
未払償還金	53,261	
未払手数料	728,493	
その他未払金	67,136	
未払金合計	849,940	

未払法人税等	342,420
未払消費税等	48,621
賞与引当金	175,500
その他	96,508
流動負債合計	1,526,833
固定負債	
長期リース債務	9,856
退職給付引当金	168,308
役員退職慰労引当金	80,458
執行役員退職慰労引当金	112,416
固定負債合計	371,040
負債合計	1,897,874
純資産の部	
株主資本	
資本金	4,524,300
資本剰余金	2 704 700
資本準備金	2,761,700
資本剰余金合計 利益剰余金	2,761,700
利益剰ホ並 利益準備金	260, 402
利益学権金 その他利益剰余金	360,493
別途積立金	12,118,000
州 繰越利益剰余金	2,120,438
利益剰余金合計	14,598,932
自己株式	6,074
株主資本合計	21,878,857
評価・換算差額等	21,070,037
その他有価証券評価差額金	285,905
評価・換算差額等合計	285,905
	21,592,952
負債純資産合計	23,490,826
スほかしま注目目	25,430,020

# (2)中間損益計算書

	( 1 = - 1 1 1
	第51期中間会計期間
	(自 平成22年4月 1日
	至 平成22年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	6,337,326
運用受託報酬	619
営業収益合計	6,337,946
営業費用及び一般管理費	1 5,601,782
営業利益	736,164
営業外収益	
受取配当金	25,291
有価証券利息	29,179
受取利息	10,746
時効成立分配金・償還金	9,194
その他	4,031
営業外収益合計	78,443

営業外費用	
支払利息	608
時効成立後支払分配金・償還金	1,068
その他	19
営業外費用合計	1,696
経常利益	812,910
特別利益	
投資有価証券売却益	130,625
特別利益合計	130,625
特別損失	
固定資産除却損	6,108
特別損失合計	6,108
税引前中間純利益	937,426
法人税、住民税及び事業税	333,356
法人税等調整額	15,647
法人税等合計	349,003
中間純利益	588,423

# (3)中間株主資本等変動計算書

	第51期中間会計期間
	(自 平成22年4月 1日
	至 平成22年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	4,524,300
当中間期变動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	4,524,300
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	2,761,700
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	2,761,700
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	360,493
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	360,493
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	12,118,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	12,118,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,024,119
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	2,120,438
利益剰余金合計	
前期末残高	14,502,612
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	14,598,932

	(単位:十代
	第51期中間会計期間
	(自 平成22年4月 1日
	至 平成22年9月30日)
 自己株式	
前期末残高	6,074
当中間期変動額	
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	6,074
株主資本合計	
前期末残高	21,782,538
当中間期変動額	
剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
当中間期変動額合計	96,319
当中間期末残高	21,878,857
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	107,742
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間	470, 400
期変動額(純額)	178,163
当中間期変動額合計	178,163
当中間期末残高	285,905
純資産合計	
前期末残高	21,674,796

当中間期変動額

剰余金の配当	492,103
中間純利益	588,423
自己株式の取得	-
株主資本以外の項目の当中間期	470, 462
変動額 ( 純額 )	178,163
当中間期変動額合計	81,843
当中間期末残高	21,592,952

# 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第51期中間会計期間
項 目	(自 平成22年4月1日
	至 平成22年9月30日)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

## (1)有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

関係会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1)有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、 定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~47年

器具備品 2~20年

(2)無形固定資産

定額法。

なお、自社利用のソフトウェアについては、 社内における利用可能期間 (5年)に基づく 定額法により償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

項 目

第51期中間会計期間

(自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日)

#### 3. 引当金の計上基準

## (1)賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額の当中間会計期間対応分を計上しております。

#### (2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。

(3)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、 規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計 上しております。

(4)執行役員退職慰労引当金

執行役員の退職慰労金の支払いに備えるため、規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の 費用として処理しております。

#### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第51期中間会計期間

(自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

## (資産除去債務に関する会計基準の適用)

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はありません。

#### 注記事項

#### (中間貸借対照表関係)

項目	第51期中間会計期間末	
項 目	(平成22年9月30日)	
1 . 有形固定資産の減価償却累計額	480,560千円	

## (中間損益計算書関係)

	第51期中間会計期間
項目	(自 平成22年4月1日
	至 平成22年9月30日)
1.減価償却実施額	有形固定資産 13,969千円
	無形固定資産 22,964千円

## (中間株主資本等変動計算書関係)

第51期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

## 1.発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,823,250	-	-	1,823,250

## 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	643	-	-	643

## 3.配当に関する事項

## (1)配当金支払額

決議		配当金の 総額(千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月21日	普通	492,103	,	平成22年3月31日	———————————————— 平成22年6月22日
定時株主総会	株式	492,103	210	十13,22年3月31日	十13,22年0月22日

(2)基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの該当事項はありません。

## (リース取引関係)

#### 第51期中間会計期間

(自 平成22年4月1日

至 平成22年9月30日)

ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投信システム設備としてのサーバー、ネットワーク機器他(器具備品)であります。

(2)リース資産の減価償却方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「2.固定資産の減価償却方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

#### (金融商品関係)

第51期中間会計期間末(平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注) 2.参照)。

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
	(千円)	(千円)	(千円)
(1) 現金及び預金	6,437,877	6,437,877	-
(2) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的債券	4,932,057	4,959,590	27,532
その他有価証券	8,971,897	8,971,897	-
(3) 未収委託者報酬	1,359,722	1,359,722	-

## (注) 1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所、債券は日本証券業協会発表の公社債店頭売買参考 統計値の価格、投資信託は基準価額によっております。

(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式 326,273

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、

「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## (有価証券関係)

第51期中間会計期間末(平成22年9月30日)

## 1.満期保有目的の債券

	<b>工手</b> 米古	中間貸借対照表	時価	差額
	種類	計上額(千円)	(千円)	(千円)
時価が中間貸借対照表計	(1)国債・地方債等	-	-	-
上額を超えるもの	(2)社債	4,932,057	4,959,590	27,532
	(3)その他	-	1	-
	小計	4,932,057	4,959,590	27,532
時価が中間貸借対照表計	(1)国債・地方債等	-	-	-
上額を超えないもの	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		4,932,057	4,959,590	27,532

#### 2. 関係会社株式

関係会社株式(中間貸借対照表計上額 77,100千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

	<b>壬壬</b> 米西	中間貸借対照表	取得原価	差額
	種類	計上額(千円)	(千円)	(千円)
	(1)株式	47,297	45,457	1,840
中間貸借対照表計上額が	(2)債券			
取得原価を超えるもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,216,760	1,210,011	6,748
	その他	-	-	-
	(3)その他	709,928	659,901	50,027
	小計	1,973,985	1,915,369	58,616
	(1)株式	-	-	-
中間貸借対照表計上額が	(2)債券			
取得原価を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	503,950	504,057	107
	その他	-	-	-
	(3)その他	6,493,961	7,034,523	540,561
	小計	6,997,911	7,538,580	540,669
合計	†	8,971,897	9,453,950	482,052

(注)非上場株式(中間貸借対照表計上額249,173千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

#### (デリバティブ取引関係)

第51期中間会計期間末(平成22年9月30日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (セグメント情報等)

#### セグメント情報

第51期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

当社は、資産運用業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

第51期中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

#### 2.地域ごとの情報

#### (1) 営業収益

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額は、中間貸借対照表の有形固定資産の金額と同一であることから、記載を省略しております。

#### 3.主要な顧客ごとの情報

当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する主要な受益者の情報は制度上、把握し得ないため、記載を省略しております。

#### (追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

## (1株当たり情報)

第51期中間会計期間		
自	平成22年4月1日	
至	平成22年9月30日)	

1株当たり純資産額 11,847円28銭

(

1株当たり中間純利益金額 322円84銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (注)1.1株当たり純資産額の算定上の基礎

<b>「価証券届出書</b>	1	内	国报	資

	<i>α</i> ς , +π + − − Λ + 1 +π − − +	
項目	第51期中間会計期間末	
点 口 ————————————————————————————————————	(平成22年9月30日)	
純資産の部の合計額 (千円)	21,592,952	
普通株式に係る純資産額(千円)	21,592,952	
普通株式の発行済株式数(千株)	1,823	
普通株式の自己株式数 (千株)	0	
1株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(千株)	1,822	

# (注)2.1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

	第51期中間会計期間		
項  目	(自 平成22年4月1日		
	至 平成22年9月30日)		
中間純利益 (千円)	588,423		
普通株主に帰属しない金額(千円)	-		
普通株式に係る中間純利益(千円)	588,423		
期中平均株式数 (千株)	1,822		

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の 親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取 引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい ます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数 を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体 として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取 引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を 行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- a. 定款の変更 委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- b.訴訟事件その他の重要事項 委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2 【その他の関係法人の概況】

- 1【名称、資本金の額及び事業の内容】
  - (1) 中央三井アセット信託銀行株式会社(「受託者」)
  - a. 資本金の額 平成23年4月末現在、11,000百万円
  - b . 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に 基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額及び事業の内容は以下の「販売会社一覧表」のとおりです。

販売会社一覧表 (平成23年4月末現在)

名称	資本金の額	事業の内容
白柳	(単位:百万円)	事業の内容

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

		有11世紀第	<u> 予油出青(内国投資</u>
みずほ証券株式会社	125,167	金融商品取引法に定める第一	-種金融商品
0万岁14品分析14云柱 ————————————————————————————————————	123, 107	取引業を営んでいます。	
水戸証券株式会社	12,272	同上	
静岡東海証券株式会社	600	同上	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	同上	
岡安証券株式会社	500	同上	
三津井証券株式会社	558	同上	
いちよし証券株式会社	14,577	同上	
伊勢証券株式会社	150	同上	
北田証券株式会社	100	同上	
三豊証券株式会社	300	同上	
永和証券株式会社	500	同上	
六和証券株式会社	204	同上	
大山日ノ丸証券株式会社	215	同上	
長野證券株式会社	600	同上	
西村証券株式会社	500	同上	
坂本北陸証券株式会社	390	同上	
東武証券株式会社	420	同上	
三栄証券株式会社	620	同上	
丸福証券株式会社	852	同上	

#### 2【関係業務の概要】

「受託者」は以下の業務を行います。

- (1) 委託者の指図に基づく投資信託財産の保管、管理
- (2)投資信託財産の計算
- (3) その他上記業務に付随する一切の業務「販売会社」は以下の業務を行います。
- (1)募集・販売の取り扱い
- (2) 受益者に対する一部解約事務
- (3) 受益権の買い取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益権の取得申込者に対する目論見書の交付
- (7) 受益者に対する運用報告書の交付
- (8) 所得税および地方税の源泉徴収
- (9) その他上記業務に付随する一切の業務

## 3【資本関係】

- (1) みずほ証券株式会社は、委託者の株式の76.5%を所有しています。
- (2)委託者は、三津井証券株式会社の株式の5.7%を所有しています。
- (3)委託者は、伊勢証券株式会社の株式の1.1%を所有しています。
- (4)委託者は、三豊証券株式会社の株式の4.5%を所有しています。
- (注)関係法人が所有する委託者の株式または委託者が所有する関係法人の株式のうち、持株比

率が1.0%以上のものを記載しています。

#### < 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

業務の概要:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関

する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託事務の一部(投資信託財産の管理)を原信託

受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原投資信託財産のすべてを再信託受託者へ移管す

ることを目的とします。

## 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙などに委託会社の名称、ロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、ファンドの形態などを記載することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
  - ・交付目論見書または請求目論見書である旨
  - ・金融商品取引法上の目論見書である旨
  - 委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・詳細情報の入手方法

委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されて いる旨

- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合に はその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載
- (2) 目論見書は別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
- (3)目論見書は電子媒体などとして使用される他、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (4)本書の記載内容について、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (5)目論見書に記載された運用実績のデータは、随時更新される場合があります。
- (6)請求目論見書にファンドの投資信託約款の全文を記載します。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

新光投信株式会社 取締役会 御中

監査法人 保森会計事務所

代表社員

公認会計士 窪田 健一 印

業務執行社員

公秘会计上 洼田 健一 口

代表社員

業務執行社員

公認会計士 三枝 哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>( )</sup> 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

新 光 投 信 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 俊 之 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ること を求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに 経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでい る。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

注記事項「追加情報」に記載されているとおり、会社は当事業年度より所有権移転外ファイナンス・リース資産の減価償却方法について定率法による方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

( ) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<u>次へ</u>

# 独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月28日

新 光 投 信 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 俊 之業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている新光投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、新光投信株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>( )</sup>上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年4月26日

新光投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスマネジメントファンド225の平成22年3月19日から平成23年3月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスマネジメントファンド225の平成23年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>

## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月27日

新光投信株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田中俊之

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているインデックスマネジメントファンド225の平成21年3月19日から平成22年3月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インデックスマネジメントファンド225の平成22年3月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

新光投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本 は当社が別途保管しております。
  - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

<u>次へ</u>